

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【事業年度】	第19期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	ケンコーコム株式会社
【英訳名】	Kenko.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 後藤 玄利
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03 - 3584 - 4156（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 樋口 宣人
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神一丁目15番6号
【電話番号】	092 - 737 - 0824（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 樋口 宣人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成21年3月	第16期 平成22年3月	第17期 平成23年3月	第18期 平成24年3月	第19期 平成25年3月
売上高(千円)	-	12,508,439	13,178,554	17,167,779	17,902,263
経常利益又は経常損失( ) (千円)	-	91,050	252,027	552,981	184,008
当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	-	64,547	446,489	701,918	455,995
包括利益(千円)	-	-	450,195	696,766	449,438
純資産額(千円)	-	1,950,973	1,502,090	1,203,560	2,309,594
総資産額(千円)	-	4,197,200	4,294,734	4,222,071	5,181,936
1株当たり純資産額(円)	-	59,198.78	45,278.76	29,338.65	33,444.73
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額( ) (円)	-	1,976.34	13,620.73	17,454.28	7,350.42
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	1,965.65	-	-	-
自己資本比率(%)	-	46.2	34.6	28.0	44.2
自己資本利益率(%)	-	3.4	-	-	-
株価収益率(倍)	-	31.3	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	-	304,671	90,183	124,147	165,351
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	-	254,048	117,064	128,742	213,348
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	-	157,183	133,391	128,087	1,207,738
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	-	610,980	718,623	599,081	1,427,665
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	-	213	231	286 (38)	314 (24)

(注) 1. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストックオプション制度に伴う新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載していません。

4. 第17期、第18期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載していません。

5. 第17期、第18期及び第19期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載していません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成21年 3月	第16期 平成22年 3月	第17期 平成23年 3月	第18期 平成24年 3月	第19期 平成25年 3月
売上高(千円)	10,312,211	12,545,900	13,031,565	16,509,491	17,411,499
経常利益又は経常損失( ) (千円)	59,560	133,405	188,696	603,873	173,077
当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	99,196	98,630	378,148	724,383	576,402
持分法を適用した場合の投資 損失(千円)	4,962	-	-	-	-
資本金(千円)	1,060,218	1,064,201	1,064,817	1,261,541	2,040,065
発行済株式総数(株)	33,063	33,228	33,255	40,735	68,907
純資産額(千円)	1,888,844	1,991,769	1,621,343	1,296,048	2,275,251
総資産額(千円)	4,060,189	4,229,365	4,408,738	4,224,875	5,150,520
1株当たり純資産額(円)	57,494.43	60,443.76	48,914.97	31,635.01	32,942.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額( ) (円)	3,152.31	3,019.89	11,535.89	18,012.91	9,291.32
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	3,003.55	-	-	-
自己資本比率(%)	46.2	46.8	36.4	30.2	43.8
自己資本利益率(%)	-	5.1	-	-	-
株価収益率(倍)	-	20.5	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	67,259	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	823,149	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	192,322	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	697,600	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	160 (2)	103 (0)	108	145	149

(注) 1. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、第16期以降の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第15期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストックオプション制度に伴う新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第15期、第17期、第18期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 第15期、第17期、第18期及び第19期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 第17期より、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成6年11月	「お客様の健康づくりに貢献する」ことを目的に、ダイレクトメールを用いた健康食品の通信販売を主たる事業として、東京都港区赤坂三丁目8番8号に株式会社ヘルシー・ネット（資本金1,000万円）を設立
平成8年3月	本社を東京都港区赤坂五丁目3番11号に移転
平成12年5月	インターネットを介した健康食品の総合通信販売を行うウェブサイト『ケンコーコム（ <a href="http://www.kenko.com">http://www.kenko.com</a> ）』によるサービス開始
平成12年7月	健康メガショップケンコーコム楽天市場支店を出店
平成12年9月	オムロン株式会社（現 オムロンヘルスケア株式会社）と健康分野における顧客サービスに関する業務提携契約を締結
平成13年5月	株式会社ニチレイ及び資生堂薬品株式会社と共同事業を開始
平成13年7月	ケンコーコムYahoo!ショッピング店を出店
平成14年4月	福岡県嘉穂郡庄内町に物流センターを設置
平成14年11月	医薬品の取扱い及び販売を開始
平成15年9月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営管理する健康に関わるコンテンツサイト「healthクリック（ <a href="http://www.health.ne.jp">http://www.health.ne.jp</a> ）」の物販機能の構築及びメンテナンス、運用に関する業務提携契約を締結
平成15年11月	ケンコーコムgooショッピング店を出店
平成15年12月	商号をケンコーコム株式会社へ変更し、本社を東京都港区赤坂三丁目11番3号に移転
平成15年12月	物流センター建設用地に関して福岡県飯塚市との使用貸借特約付土地売買契約書を締結
平成16年5月	物流センターを福岡県飯塚市に新設移転
平成16年6月	東京証券取引所マザーズに上場
平成16年9月	モバイルコマース対応サイトを開設
平成17年4月	健康情報ポータルサイト『ケンブロ』（ <a href="http://www.kenkoblog.com">http://www.kenkoblog.com</a> ）を開設
平成17年10月	福岡物流センター拡張（第2期工事）
平成17年11月	Amazon.com Int'l Sales社とフルフィルメント契約を締結
平成18年2月	株式会社コバショウ（現 株式会社Pal tac）と業務提携
平成18年3月	株式会社コバショウ（現 株式会社Pal tac）及び住友商事株式会社と資本提携
平成18年10月	栃木県宇都宮市に宇都宮物流センターを開設、業務を開始
平成19年2月	株式会社菱食（現 三菱食品株式会社）及びイー・ショッピング・ワイン株式会社と業務・資本提携
平成19年6月	米国カリフォルニア州に子会社となる米国法人Kenko.com U.S.A., Inc.を設立
平成20年8月	健康情報クチコミサイト『ケンコミ』（ <a href="http://www.kenkomi.net">http://www.kenkomi.net</a> ）を開設
平成20年9月	福岡物流センター拡張（第3期工事）
平成21年2月	福岡県飯塚市に物流業務を行うケンコーロジコム株式会社を100%子会社として設立
平成21年10月	100%子会社Kenko.com Singapore Pte.Ltd.にて海外向けEコマース事業を開始
平成22年1月	健康メガショップ「ケンコーコム」の英語版サイトをオープン
平成22年7月	100%子会社Monzen Corporationにてドラッグ・ラグ是正支援事業を開始
平成22年12月	ケンコーコム スマートフォン支店をオープン
平成23年5月	本社機能の一部を福岡県福岡市に移転
平成23年6月	スマートフォン（Android, iPhone）用アプリを提供開始
平成24年5月	楽天株式会社と資本業務提携に関する合意
平成25年1月	本サイトにおいて一般用医薬品の販売を再開

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社（ケンコーコム株式会社）、連結子会社8社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、健康関連商品にかかわるEコマース（インターネットを基盤とした流通）を事業ドメインとしております。

なお、次の4部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

「リテール事業」では、当社が運営する健康ECサイトを通じ一般消費者向けに健康関連商品を販売しているほか、Kenko.com Singapore Pte. Ltd.が運営するサイトを通じて海外のサプリメント等を個人輸入にて販売しております。

「ドロップシッピング事業」では事業者向けに健康ECプラットフォームとしての機能を提供しております。

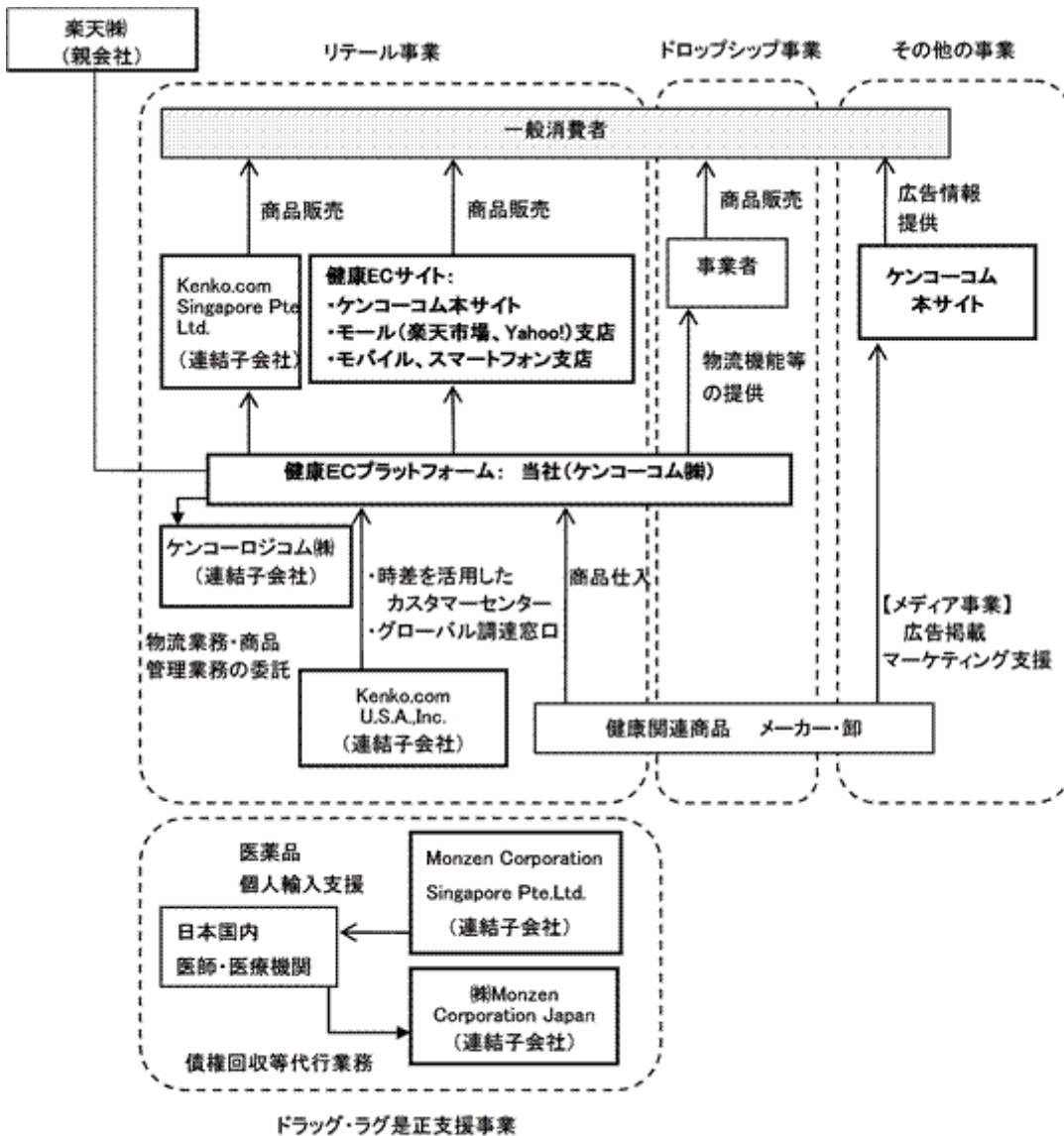
「ドラッグ・ラグは正支援事業」では、日本の新薬承認の遅延（ドラッグ・ラグ）の是正のため、医師の要望により医薬品の輸入支援を行っております。

「その他の事業」では、当社サイト上にて事業者の広告情報の提供等を中心としたマーケティング支援を行うメディア事業等を行っております。

リテール事業及びドロップシッピング事業における物流業務及び商品管理業務を当社100%子会社であるケンコーロジコム株式会社が行っております。

また、中国最大手クラスのドラッグストアチェーンとの合弁企業「杭州老百姓友康?易有限公司」を設立し、前連結会計年度より持分法適用関連会社としておりましたが、平成25年4月に合弁企業の解散が決議されました。

事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



## リテール事業

リテール事業では、平成12年5月にインターネット上のオンライン・ショップ(\*1)として立ち上げた当社オリジナルのウェブサイト(\*2)『ケンコーコム (http://www.kenko.com/)』(以下、『ケンコーコム』)を軸として、健康関連商品のインターネット通信販売を行っております。

### (a) 商品ラインナップについて

当社では、「健康」に関する一般消費者の様々なニーズに応えるため、品揃えの拡充を積極的に推し進めております。平成25年3月末現在、リテール事業で取り扱っている健康関連商品は、健康食品(\*3)を中心として医薬品、化粧品、日用雑貨、衛生医療用品、家電、フード等の取扱商品カテゴリーにわたり、20万1,104点の商品を取り揃えております。当社の商品ラインナップは、ドラッグストア等での取扱いが少ない商品も多数あり、年齢や性別を問わず幅広い層の一般消費者に向けた品揃えとしております。

### (b) 検索エンジン経由での集客について

インターネット上には、膨大な量の情報が公開されておりますが、インターネットユーザーの多くはGoogle等の検索エンジンを利用して必要な情報を入手しております。

検索エンジンとは、特定の情報や商品の手がかりとなるキーワードを使って、インターネット上から目的に応じたページを探し出す情報検索サービスであります。また、そのキーワードとの関連度合が高いページほど上位に表示されるなど、効率的な情報収集に有用であるとされております。

当社では、このようなインターネットユーザーの行動と検索エンジンの仕組みを活用し、取扱商品数の拡大と各商品ページの記載情報を充実させることによって、健康に関する幅広いキーワードに対して上位に表示されるよう努力しております。これらの取り組みにより、検索エンジン経由での来訪者(以下、「ビジター」)の比率は高く、結果として健康関連商品の拡充により集客が促され、潜在顧客層の拡大につながっております。

### (c) レコメンデーション機能及び割引定期購入について

当社オリジナルサイト『ケンコーコム』で購入経験のある顧客に対しては、顧客ごとの過去の購入履歴から自動的にお奨め商品を表示するレコメンデーション機能を付加しております。また、同じ商品を継続的に購入する顧客に対しては、割引価格で定期的に商品をお届けする割引定期購入のサービスを設け、顧客の利便性向上を図るとともにリピート購入の拡大に努めております。

### (d) 顧客サービスの内製化について

当社では、顧客に向けた基本的なサービス業務は極力内製化し、外部に依存しない体制を構築しております。これは、リテール事業における顧客満足度の向上や業務の効率化を図るためのノウハウ蓄積が目的であり、内製による主な業務は以下のとおりであります。

- ・顧客からの注文をEメールまたは電話で個別対応するコールセンター業務
- ・顧客からの健康に関する問い合わせに薬剤師、管理栄養士等がその専門分野に応じて行う無料健康相談業務
- ・物流センターでの一連の物流管理業務(商品の入荷、保管、品質管理、出荷業務の一括管理によるサービス品質の向上)

当該業務については、平成21年4月より当社100%子会社のケンコーロジコム株式会社が担当

- ・当社オリジナルサイト『ケンコーコム』及びオンラインモール(仮想商店街)(\*4)(以下、「モール」)における商品、情報の更新業務

特に、リテール事業が主体の当社にとって、顧客とのダイレクトな接点となるコールセンター業務につきましては、当社と顧客との信頼関係を築く上で重要であり、内製化することによって顧客へのサービス品質の向上につながっております。

また、これらの業務を支援する情報システムに関しても、当社独自の要件に合わせた自社仕様のシステムを構築しております。

### (e) モールの活用について

当社では、オリジナルサイト『ケンコーコム』の他に、複数のオンライン・ショップの集合体である「楽天市場」や「Yahoo!ショッピング」等のモールに『ケンコーコム』の支店を設け、これらモールの認知度や集客力を活用しております。

当社のモール支店においては、モール運営者により設定された販売商品数の限度内において健康関連商品の販売を行い、出店料及びモール内支店での売上金額の一定割合を販売手数料としてモール運営者に支払っております。

### (f) 新たな顧客デバイスへの対応について

スマートフォンやタブレット端末などの新たな顧客デバイスが急激に普及しております。当社では、スマートフォン支店の開設や、アプリの提供、SNSを利用したキャンペーン情報の配信などを実施しております。

#### ドラッグ・ラグ是正支援事業

ドラッグ・ラグ是正支援事業では、日本の新薬承認の遅延(ドラッグ・ラグ)の是正のため当社子会社の株式会社Monzen Corporation Japan及びMonzen Corporation Singapore Pte. Ltd.にて、医師の要望により医薬品の輸入支援を行っております。

#### ドロップシップ事業

ドロップシップ事業では、小売事業者向けに当社の健康ECプラットフォーム機能の提供を行っております。

#### その他の事業

その他の事業では、メーカー・卸向けに商品の広告掲載やブランディング・プロモーション支援等を行うメディア事業等を行っております。

- |    |            |   |
|----|------------|---|
| *1 | オンライン・ショップ | ホームページ上に商品を並べ、そこから欲しい商品を注文することができるインターネット上の通販ショップ。  |
| *2 | ウェブサイト     | 一般的に使用されているホームページと同義。<br>また、「ページ」が文字通り1ページを指すのに対して、「サイト」という言葉は、一般的にある特定の企業や個人のホームページ全体を指すために使用されるのが一般的となっております。   |
| *3 | 健康食品       | 現状において、健康食品そのものを規定する単独の法律(例えば、「健康食品法」なるもの)や、法令上、健康食品についての明確な定義はなく、東京都健康局東京都生活文化局の「新版 健康食品取扱マニュアル」によれば、「いわゆる「健康食品」とは『普通の食品よりも健康によいと称して売られている食品』を指しているようである」とされております。 |
| *4 | オンラインモール   | 複数のオンライン・ショップが集まったインターネット上のショッピングセンター。<br>複数の店舗を縦断した商品検索や一括決済、一括配送など利用者にとっては利便性が高く、出店者にとっては商店街の集客力を活用できるメリットがあります。  |

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 内容	議決権の 所有又は 被所有割 合(%)	関係内容
(親会社) 楽天株式会社(注) 2	東京都品川区	108,392	インター ネットサー ビス	51.4 (10.9)	楽天市場への出店を通じた取引を 行っている。 役員の兼任あり。
(連結子会社) ケンコーロジコム株 式会社	福岡県飯塚市	10	リテール	100.0	当社入出荷業務を請け負っている。 役員の兼任あり。
Kenko.com Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	50	リテール	100.0	海外向けEコマースを行っている。 資金援助あり。 役員の兼任あり。
Monzen Corporation Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	1	ドラッグ・ ラグ是正支 援	100.0	医師による医薬品の個人輸入支援を 行っている。 資金援助あり。 役員の兼任あり。
株式会社Monzen Corporation Japan	東京都港区	1	ドラッグ・ ラグ是正支 援	100.0	医師による医薬品の個人輸入支援を 行っている。 資金援助あり。 役員の兼任あり。
Kenko.com U.S.A., Inc.	米国カリフォル ニア州	12	リテール	100.0	当社カスタマーセンターの運営及び 海外調達を行っている。 資金援助あり。 役員の兼任あり。
その他3社					
(持分法適用関連会 社) 杭州老百姓友康貿易 有限公司	中国浙江省 杭州市	万人民元 720		45.0	役員の兼任あり。

(注) 1. 連結子会社及び持分法適用関連会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. 議決権の所有又は被所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
リテール事業	271 (22)
ドロップシップ事業	20 (2)
ドラッグ・ラグ是正支援事業	1 (-)
報告セグメント計	292 (24)
その他の事業	4 (-)
全社(共通)	18 (-)
合計	314 (24)

(注) 1. 従業員数は、物流センターの常用パート従業員(141名)を含むものであり、物流センターの常用パート従業員は平成25年3月における就業時間を8時間×稼働日数を1名として換算しております。臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
149	34.7	3.0	3,889,767

セグメントの名称	従業員数(人)
リテール事業	121
ドロップシップ事業	6
ドラッグ・ラグ是正支援事業	-
報告セグメント計	127
その他の事業	4
全社(共通)	18
合計	149

(注) 1. 従業員数には、常用パートを含んでおります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

##### 全般的概況

日本国内の小売市場規模が横ばいで推移する中、ネット販売（EC）市場は、インターネット普及率の上昇やスマートフォンなどの急激な普及により拡大を続けております。

このような市場環境の中、当社グループでは、健康関連Eコマース業界でのポジションを確固たるものとするため、「継続的な成長」と「安定した収益」を実現するよう取組んでおります。また、楽天株式会社との業務提携につきましては、両社の事業基盤を活用したシナジー効果の早期実現に向けて準備を進めております。

当連結会計年度では、取扱商品数の拡充、効果的なキャンペーンの実施、スマートフォンなどの新たな顧客デバイスへの対策、医薬品のネット販売再開等により、売上高は増収となりました。

利益面におきましては、販売価格の適正化や物流関連費用等の費用削減効果により改善してきております。しかし、主力物流センターの移転・改修に伴う固定資産の減損損失、医薬品のネット販売再開に伴う訴訟関連費用や子会社資産の減損損失、また中国事業にかかる関係会社整理損などを計上した影響により損失計上となりました。

これらにより当期の連結業績は、売上高17,902百万円(前期比4.3%増)、営業損失132百万円(前期は営業損失519百万円)、経常損失184百万円(前期は経常損失552百万円)、当期純損失455百万円(前期は当期純損失701百万円)となりました。

現在、当社グループは、売上高が継続的に伸び続け、物流面での強化が必要となっております。楽天株式会社との協働の一環として、主要物流拠点の移転・改修等を行うことを決定しました。これにより、引き続き売上高を成長させるとともに物流関連費用等の変動費の削減を中心にさらなる利益率の改善に取り組んでまいります。

セグメントの業績は以下の通りです。

##### セグメント別概況

#### (a)リテール事業

リテール事業では、主にインターネット上の当社健康ECサイトを通じて、健康関連商品を一般消費者向けに販売しております。

平成25年3月末現在の取扱商品数は20万1,104点(Kenko.com Singapore Pte. Ltd.取扱商品を除く)となり、前期末比13.9%増の過去最高となりました。

国内既存チャネルの売上高は、スマートフォンなど新たな顧客デバイスの普及により好調に推移し、前期比で増加しました。また平成25年1月11日に一般用医薬品ネット販売権利確認訴訟について最高裁判所にて勝訴・確定したことを受け、同日より医薬品のネット販売を再開し、再開後の一日あたり医薬品の売上高は再開前の約5倍となりました。

その結果、国内の出荷件数は432万件(前期比10.6%増)と急増し、当連結会計年度におけるリテール事業の売上高は16,039百万円(前期比6.3%増)となりました。

#### (b)ドロップシップ事業

ドロップシップ事業では、小売事業者向けに健康ECプラットフォーム機能を提供しております。

当連結会計年度は、特定大手取引先との契約を解除したものの、中・小規模事業者への売上が順調に推移しました。結果、売上高は1,413百万円(前期比4.6%減)となりました。

#### (c)ドラッグ・ラグ是正支援事業

ドラッグ・ラグ是正支援事業では、日本の新薬承認の遅延(ドラッグ・ラグ)の是正のため当社子会社の株式会社 Monzen CorporationおよびMonzen Corporation Singapore Pte. Ltd.にて、医師の要望により医薬品の輸入支援を行っております。

不活化ポリオワクチンの国内承認に伴い減少し、当連結会計年度の売上高は355百万円(前期比31.3%減)となりました。

#### (d)その他の事業

その他の事業では、メーカー・卸向けに商品の広告掲載やブランディング・プロモーション支援等を行うメディア事業等を行っております。

当連結会計年度の売上高は93百万円(前期比12.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ828百万円増加し、1,427百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、165百万円の支出(前期は124百万円の支出)となりました。

これは、税金等調整前当期純損失448百万円、減価償却費248百万円、減損損失221百万円、売上債権の増加額438百万円、仕入債務の増加額117百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、213百万円の支出(前期は128百万円の支出)となりました。

これは主に、システム投資による無形固定資産の取得による支出160百万円、出資金の払込による支出25百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,207百万円の収入(前期は128百万円の収入)となりました。

これは主に、株式の発行による収入1,527百万円、長期借入金の返済による支出352百万円によるものであります

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1)仕入実績

当社グループでは、共通した仕入活動を行っているため、セグメントごとに仕入実績を示すことはしておりません。

### (2)販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
リテール事業	16,039,419	106.3
ドロップシップ事業	1,413,904	95.4
ドラッグ・ラグ是正支援事業	355,522	68.7
その他の事業	93,417	112.9
合計	17,902,263	104.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

継続的な事業成長に向けての取組みについて

当社の事業成長の基軸となるリテール事業におきましては、以下のような取組を実現することによって、健康ECプラットフォームの強化を図り、中長期にわたる成長と収益の拡大を図ってまいります。

#### 1) 品揃えの充実

品揃えはEコマースにおける売上成長のキーファクターであると考えており、国内だけでなく、海外からもグループの調達網を活かして、継続的な商品の拡充を進め、競合他社との絶対的な差別化を図ってまいります。また、取扱商品数の増加に並行して、商品情報の高度化に努め、より正確かつ詳細な情報提供を行ってまいります。

#### 2) 高品質な顧客サービスの追求

当社の健康ECサイトに対する一般消費者の注目度が高まるにつれ、要求される顧客サービスも一層の充実を迫られております。今後は、サービス内容のモニタリング等を徹底することにより、品質の高いサービス提供を追求するとともに、最適な人員配置により品質とコストのバランスに配慮してまいります。

また、当社では売上規模の増大に伴い、急激な需要増に対しても安定的に運営できるような精度の高いオペレーション体制の構築とシステム増強が不可欠であると認識しております。

オペレーション体制につきましては、業務基準の策定やケンコーロジコム株式会社との相互連携等により、顧客満足度の向上を目指してまいります。また、システム面につきましては、継続的な強化により、ウェブサイトでの安定したサービス提供を行ってまいります。

#### 3) 競争力の高いコスト構造の実現

一般消費者向け健康関連市場における優位性を絶対的なものとするためには、競争力のある価格の実現が必要であります。そのためには、当社におきましてもコスト構造の転換が重要であり、改善の余地があると認識しております。

リテール事業におきましては、継続的な変動費の見直しに加え、さらなる成長を遂げることによるスケールメリットの享受と生産性の向上に努め、競争力の高いコスト構造の実現を目指してまいります。

事業の展開について

健康関連商品のEコマースは、いまだ拡大基調にあり、将来にわたってさらに巨大なマーケットの出現が期待できる有望な分野であります。

当社では、基幹事業の継続的成長に加え、新規事業の創出と育成が、当社全体における利益水準の向上とマーケット内での確固たるポジションの獲得の双方に貢献するものと考えております。リテール事業と新規事業の連動によって、健康関連商品のモノの流通だけでなく情報の流通も目指し、より一層充実したサービスの提供に注力してまいります。

また、海外、特にアジア各国でのEコマース市場の成長が加速していることから、海外への展開にも注力してまいります。それに伴い、これまで当社が負担していなかった新たなリスクを負担する可能性があり、リスク管理体制をより一層強化していく必要があると考えております。

内部統制およびコンプライアンス体制の整備について

当社は、会社法、金融商品取引法等により求められる透明性の高い経営体制、適切な情報開示と迅速な対応を実現するため、取締役および従業員の職務の適法性を図るための体制の構築・維持とその監査体制のより一層の強化に努めております。あわせて「健康」と「Eコマース」を特徴とする当社においては、消費者保護の観点から安全・安心を担保するための仕組を拡充します。

医薬品のネット販売の再開について

平成21年6月に、当社が取り扱っていた医薬品のインターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売（以下「ネット販売」）を規制する省令（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」））が、十分な議論が尽くされないまま施行されました。そのため平成21年5月25日、東京地方裁判所に行政訴訟を提起し、同裁判所が平成22年3月30日に当社の請求を退ける判決（却下及び棄却）を言い渡したため、平成22年4月13日に控訴いたしました。東京高等裁判所は平成24年4月26日、請求を棄却した一審判決を取り消し、当社らが「第一類医薬品及び第二類医薬品の郵便等販売の権利を有することを確認する」旨の判決を言い渡しました。その後、国は高裁判決を不服として上告受理申立を行っていましたが、平成25年1月11日、最高裁判所は、第一類・第二類医薬品の郵便等販売をしてはならないとした薬事法施行規則の各規定はいずれも新薬事法の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであるとして、上告棄却の判決を言い渡しました。

最高裁判決をうけて、厚生労働省に従来の規制に代わる新たなルールを検討することを目的とする「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」が設置され、平成25年2月14日から同年5月31日までの11回にわたり検討が重ねられました。検討会では結論が出なかったものの、政府は本年6月14日の閣議決定において、「一般用医薬品のインターネット販売を認める」方針を示しました。あわせて本年秋頃までに、従来の規制に代わる新たなルールとして、販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する制度的枠組みを整えることとされました。当社は引き続き、副作用リスクの低減を目的とした必要最小限かつ合理的な販売ルールの策定を目指し、働きかけを行ってまいります。

当社はEコマース事業者として、インターネットを活用し安全に医薬品を購入できる環境を目指しており、不当に

その機会を奪われることに対しては、引き続き断固とした態度で臨んでいく所存です。

## 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成25年6月26日)現在において当社が判断したものであります。

### (1) 特定分野への依存に関するリスク

#### 特定事業への依存に関するリスク

当社の事業は、リテール事業及びその他事業とともに、健康に関するEコマースに集中しております。この事業の将来性は、インターネットやEコマースの普及、薬事法等法的規制の改正といった外在的要因に影響を受ける可能性があります。したがって、特定事業に依存している現在の状況は、当社の将来の業績につき不確実性を与える要因であると考えられます。

#### 特定の業務委託に対する依存に関するリスク

当社は、楽天株式会社との業務提携により両者の事業基盤を活用したシナジー効果実現のため、楽天物流株式会社と物流面での協働を進めております。これまで自社で行ってございました物流システムの大幅な変更等を伴いますため、様々な事態を考慮して進めてはおりますが、想定し得なかった状況等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (2) Eコマースを取り巻く事業環境に関するリスク

#### インターネット及びEコマース普及の可能性について

当社は、健康関連商品の販売を行う健康ECサイト『ケンコーコム』を事業基盤としており、当社の収益はインターネットと強い関連性を有しております。そのため、インターネットの更なる普及が成長のための基本的条件であると考えられます。

また、インターネットの普及にとともに、日本市場におけるEコマースも着実に成長しております。平成23年の消費者向け国内Eコマース市場は8.5兆円(前年比8.6%増)(注)と報告されておりますが、当社の事業成長にはEコマースの普及・浸透が不可欠であります。

しかしながら、インターネット及びEコマースの歴史はまだ浅く、普及に関しての将来の予想は不透明な部分があります。今後インターネット利用者数の順調な増加が見られない場合や、Eコマース自体が消費者に受け入れられず普及が順調に進まない場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 経済産業省「平成23年度我が国情報経済社会における基盤整備」(電子商取引に関する市場調査)

#### インターネット及びEコマースをめぐる法的規制の可能性及び影響について

現在の日本のインターネット及びEコマース(以下、「インターネット等」)を取り巻く法的規制は、インターネット等そのものの歴史が浅いこともあり、未だ整備が完全には進んでおりません。今後、インターネット等の利用者及び関連業者を対象とした法的規制が新たに制定され、それにより当社の業務の一部が制約を受けるような場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 検索エンジンへの集客依存について

インターネットユーザーの多くは、検索エンジンを使って、必要な情報を入手しております。当社のリテール事業での新規顧客獲得に向けた集客においても、Google等の検索エンジン及びその検索エンジンの表示結果に高く依存しております。今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない場合には、当社が運営するサイトへの集客効果は短期的あるいは長期的に減退し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社は、健康関連Eコマース業界でのポジションを確固たるものとするため、ユーザーにとって魅力的なサイトの設計・運営やキャンペーンの実施、新規チャネルの活用、新たなデバイスへの対応などの施策を行っておりますが、価格競争力・サービスレベル・資本力・マーケティング力・知名度の高い企業等の参入及び競合他社による競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### インターネット等の利用者の多様な行動パターンへの対応に関するリスク

スマートフォン、タブレット端末などの新たなデバイスの登場により、より身近にインターネット等が利用できるようになり、当社ウェブサイトの利用者も急増しております。しかし、SNSや動画、オンラインゲーム等さまざまなウェブサービスも増加しており、インターネット等利用者の行動パターンが多様化してきております。このような変化に適切に対応できない場合には、当社ウェブサイトへの訪問件数や利用時間が低下することが懸念され、当社

の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関わる法的規制に関するリスク

健康食品、医薬品をはじめとする多くの健康関連商品を取扱う当社においては、薬事法等の法的規制に則った販売体制を求められています。

当社の主力カテゴリーである健康食品については、健康食品そのものを単独に規定する法律は存在せず、また、健康食品の明確な定義もありません。しかしながら、販売業者が、健康食品等を特定疾病や身体機能への効果を標榜し販売すると、医薬品等を規定する「薬事法」における無許可無認可医薬品の販売としてみなされることとなります。

また、医薬品については「薬事法」により販売許可の取得を求められており、当社は「薬事法」第24条第1項の規定により、所轄の福岡県知事より取得した薬局及び一般販売業許可のもと、福岡の物流センター内に設置された薬局・店舗において、医薬品の販売を行っております。さらに、平成17年4月1日付改正薬事法の施行に伴い、福岡県知事より高度管理医療機器等販売業の許可を取得しております。

医薬品の販売に係る規制について

平成18年6月に公布された改正薬事法に基づく医薬品の販売規制強化を目的とした省令等が平成21年6月に完全施行されました。これまでに制定施行された具体的省令およびその主な内容は以下のとおりであります。

公布または施行日	具体的法令およびその主な内容
(1) 平成18年6月公布、 平成21年6月完全施行	「薬事法の一部を改正する法律」 一般用医薬品の販売方法の見直しを骨子とする
(2) 平成19年4月施行	「薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第51号）」 一般用医薬品をリスクの程度に応じて3区分に分類
(3) 平成21年6月完全施行	「薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）」 一般用医薬品の販売従事者の資格化及び登録化
(4) 平成21年2月公布、 同6月施行	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）」 （以下、改正省令） 最もリスクレベルが低い第三類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売（インターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売）を禁止
(5) 平成21年5月 公布・施行	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第114号）」 一定の条件を満たす場合に限り、第二类医薬品の通信販売を可能とする主旨の経過措置
(6) 平成23年5月 公布・施行	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第65号）」 一定の条件を満たす場合に限り、第二类医薬品の通信販売を可能とする主旨の経過措置を平成25年5月31日まで延長

以上のように、形式的な医薬品販売の法整備が行われたものの、インターネットをはじめとする技術の進歩や人々の生活様式の多様化をはじめとする社会的環境の変化にともなって、一般消費者への販売方法も急速に多様化しており、制度と実態に乖離が生じています。

当社では、安全性の確保は大前提であると考えておりますが、実態にそぐわない法的規制が施行された結果、すべての一般消費者が平等に医薬品を購入できる機会が損なわれる可能性が生じていると同時に、当社を含む通信販売に依存した全国の中小薬局・薬店においても甚大な損失を被る等、関係業界にとっても大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 医薬品の通信販売に係る規制について

平成21年6月1日に完全施行された薬事法には、一般用医薬品のリスクの程度に応じた情報提供に関する規程はありますが、医薬品の通信販売に係る具体的な規定はありません。

しかしながら、この改正薬事法に基づき平成21年6月に施行された改正省令によって、一般用医薬品の販売許可を有する薬局・薬店によって従来適法に行われてきた医薬品の通信販売は、最もリスクレベルが低い第三類医薬品を除いて禁止されました。平成21年5月29日には、この改正省令に対する経過措置として、改正省令施行後2年間は離島居住者と同一医薬品の継続使用者に対してのみ、第二類医薬品の通信販売を可能とする主旨の再経過措置省令が公布・施行されました。（なお現在公示されている経過措置省令再々延長案において、平成25年12月31日までの延長が検討されています。）

そのため平成21年5月25日、当社らが従来適法に行ってきたインターネット等による一般用医薬品の通信販売を継続する権利の確認とそれらを禁止する部分の省令の無効の確認・取り消しを求めて、当社らは東京地方裁判所に行政訴訟を提起いたしました。同裁判所が平成22年3月30日に当社らの請求を退ける判決（却下及び棄却）を言い渡したため、平成22年4月13日に控訴いたしました。平成24年4月26日に東京高等裁判所は、請求を棄却した一審判決を取り消し、当社らが「第一類医薬品及び第二類医薬品の郵便等販売の権利を有することを確認する」旨の判決を言い渡しました。そのため平成24年5月9日、国は高裁判決を不服として上告受理申立を行い、平成25年1月11日、最高裁判所は、第一類・第二類医薬品の郵便等販売をしてはならないとした薬事法施行規則の各規定はいずれも新薬事法の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであるとして、当社らが「第一類医薬品及び第二類医薬品の郵便等販売の権利を有することを確認」し、上告棄却の判決を言い渡しました。

最高裁判決以降、当社は、平成21年6月に完全施行された薬事法に則り全ての一般用医薬品のインターネット販売を再開しました。薬事法等には、インターネットによる医薬品の通信販売の具体的なあり方は定められておりませんが、当社は、所属する特定非営利活動法人日本オンラインドラッグ協会の定めた自主ガイドラインに則り医薬品販売を行っております。さらに当社が取扱う医薬品は、安全性の観点から比較的問題が少ないものであるよう、薬剤師等の専門家を交えて商品選定を行い、自治体への相談及び確認を行っております。また、個別の医薬品に関しましても、安全性に関する注意事項が厚生労働省から発せられた場合には、過去の購入者に遡って、商品の回収や服薬方法の徹底等、必要な措置を迅速にとることができるよう社内体制を整えております。

最高裁判決をうけて、厚生労働省では、「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」が設置され、平成25年2月14日から11回にわたり開催されました。検討会では結論が出なかったものの、政府は本年6月14日の閣議決定において、「一般用医薬品のインターネット販売を認める」方針を示しました。あわせて本年秋頃までに、従来の規制に代わる新たなルールとして、販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する制度的枠組みを整えることとされました。当社は引き続き、副作用リスクの低減を目的とした必要最小限かつ合理的な販売ルールの策定を目指し、働きかけを行ってまいります。また、中長期的な視点に立ったより安全な医薬品の流通・販売体制を確立していくことが「Eコマースを通じてお客様の健康づくりに貢献すること」を理念に掲げる当社の使命であると強く自負し、今後も世論換気に努めてまいります。

以上のように、新たな法令の制定によって当社が従来適法に行っていた一般用医薬品の販売が制限される可能性があります。かかる法令の制定によっては、新たな対策が必要となり事業の遂行に影響が及び可能性があります。

さらに、当社が医薬品のネット販売を再開したことを受け、競合他社が参入し競争が激化する可能性があります。

健康食品、化粧品等の販売及び広告表現の規制について

当社の取扱商品のうち、健康食品、化粧品、医療用具等の広告表現については、法的規制の対象となっております。健康食品の広告表現は、主に薬事法、健康増進法を含む法令等の規制を受け、虚偽または誇大な記事・広告が禁止されております。また、特定保健用食品を除く健康食品に関しては、薬事法により医薬品的な効果効能の標榜が禁止されております。同様に、化粧品、医療用具等の広告表現に関しても、薬事法や健康増進法等の規制対象となっております。

当社では、仕入先の信頼性評価や細心の注意を払った商品選定、薬事監査による内部管理の徹底等の対応を行っておりますが、将来的に健康食品や化粧品等の広告表現に関する法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり事業の遂行に影響を及ぼす可能性があります。また、現行の法的規制に抵触するような不測の事態が発生した場合、またこれにより顧客とのトラブルが発生した場合には、当社がその責任を問われる可能性があります。

リテール事業の各業務におけるその他法的規制について

当社では、現在米国等海外より直接輸入した商品を取扱っており、製造物責任を負っております。

また、当社は、消費者からの健康に関する無料相談を受付けており、診察・診断行為にみなされることのない範囲で薬剤師等適切な専門家が回答し、顧客に満足いただけるよう努めております。

しかしながら、現行の法的規制に抵触するような不測の事態が発生した場合、またこれにより顧客とのトラブルが発生した場合には、当社がその責任を問われる可能性があります。

海外子会社に対する各国の法的規制について

米国、シンガポール及び中国に当社の子会社があり、各国の法的規制に則って運営しております。しかしながら、当該所在国及び販売先国の法的規制に抵触するような不測の事態が発生した場合、子会社がその責任を問われ、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当該所在国及び販売先国の法的規制が変更された場合、子会社の事業の遂行が困難になったり、競争環境が変化して、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 一般消費者が主要顧客であることに関するリスク

返品対応に関するリスクについて

当社では、顧客の利益保護の観点から、顧客が商品を受け取ってから一定期間内に販売者に返品ができる「クーリングオフ制度」を全商品に対して適用しております。さらに、健康食品や化粧品、医薬品等（健康機器を除く）に関しては、開封後または一定期間経過後でなければ利用者と商品の相性等が分からないため、商品の状態にかかわらず通常のクーリングオフ期間後の返品も受付けております。

当社におきましては、返品が多く発生しないよう、また、当社での商品廃棄損を極力発生させないように取り組んでおりますが、返品タイミングを逸した場合や仕入先が返品対応を受付けられない場合には、返品商品の一時滞留による当社の業務効率の低下や商品廃棄損の発生等によって、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

「健康食品」業界を取り巻く風評及び報道等に関するリスクについて

近年、食の安全に対する消費者の関心は次第に高まっており、原料や添加物（以下、「原材料」）に対する嗜好性が一段と強まっております。ある特定の原材料の危険性が明らかになった場合、それを含有する健康関連商品全ての販売に影響が及ぶ可能性があります。また、それを含有していない商品の販売にも間接的に風評被害が及ぶ可能性があります。

さらに、業界及び業界に属する事業者において食の安全性に疑義が生じるような事態が発生した場合やそのような報道がなされた場合、健康食品そのものの安全性や業界全体の信頼性が大きく損なわれ、当社にとっても風評被害が及ぶ可能性があります。

(5) 取扱商品の拡充ポリシーに関するリスク

当社では、顧客満足度と利便性を高めるため、商品ラインナップの拡充を積極的に推し進めております。当社における取扱商品数は以下のように推移しております。

回次 決算年月	第15期 (平成21年3月期)	第16期 (平成22年3月期)	第17期 (平成23年3月期)	第18期 (平成24年3月期)	第19期 (平成25年3月期)
取扱商品数(点)	129,409	115,198	136,306	176,499	201,104

(注) 取扱商品数は、各連結会計年度末日現在における販売可能な商品数を示しております。

第16期に関しましては、取扱商品数に応じて仕入先から商品取扱の対価を徴収する制度を導入した結果、低在庫回転率の商品を中心に、取扱商品数が減少いたしました。しかしながら、第17期以降には取扱商品数は再び増加に転じております。

当社では、顧客サービスの向上施策の一環として、新たな商品・カテゴリーの充実に努めておりますが、取扱商品

数の増加及び仕入先開拓が計画どおりに進まない場合には、事業計画に支障をきたす可能性があります。

(6) 特定の仕入先への依存度が高いことに関するリスク

当社は、㈱リードヘルスケア及び㈱あらたから年間仕入総額の10%以上を仕入れており、いずれも当社の重要な仕入先であります。

近年では卸売会社の統合や買収、物流センターの集約等の動きも活発になってきておりますが、当社の主要仕入先等が統合や買収などにより営業停止や商材の供給に問題が発生した場合、また物流拠点を移転するような場合には、当社は事業運営上大きな影響を被る可能性があります。また、これら卸売会社との商品取引基本契約等が当社にとって不利な内容に変更された場合、または契約の継続が困難になった場合等には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オンラインモール運営者との関係に関するリスク

当社では、「楽天市場」や「Yahoo!ショッピング」等の認知度の高いオンラインモールに『ケンコーコム』の支店を出店しており、その売上高は順調に推移しております。

特定のモール運営者の業務が何らかの事態により一時的または長期的に停止した場合、モール運営者の業績が悪化した場合や、モール運営者との契約が当社にとって不利な内容に変更された場合、または契約自体の継続が困難になった場合等には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 移動体通信業者への依存に関するリスク

当社は、移動体通信事業者3社（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）の公式サイトとしてモバイル支店を開設し、順調に売上高を伸ばしております。今後、何らかの事由により移動体通信事業者との契約が解除された場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) システムトラブル等に関するリスク

当社が提供するサービスは、複数のコンピュータシステムからなり、これを通信ネットワークで結ぶ構成となっております。したがって、何らかの事由により通信ネットワークが切断された場合には、当社サービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、クラウドサービスへの移行が完了しておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社サービスの提供に支障をきたす可能性があります。さらに、アクセスの急激な増加やコンピュータウィルス、破壊的行為、または、構築したアプリケーション内の不具合等、様々な要因によって当社のシステムに被害または問題が生じた場合、当社の業績及び信用力に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の取扱いに関するリスク

当社は、個人情報保護法等の関連諸法令を遵守し、プライバシーマークを取得しております。当社顧客等の個人情報につきましては、システム設計上での配慮は当然ながら、運用面でもその取扱いに細心の注意を払い管理しております。

しかしながら、外部からの不正なアクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出等が発生した場合には、当社の業績及び企業としての社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権等に関するリスク

当社はEコマースを行うにあたり、特許権の対象となるような特殊な技術開発やビジネスモデル開発は行っておりません。このため、現時点において当社は特許権を取得しておらず、また他社からも重要な特許権等のライセンスを受けておりません。

なお、現時点において当社は第三者の知的財産権の侵害は存在していないと認識しておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟が提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 新規事業に関するリスク

当社は、インターネットにおける健康関連ビジネスのリーディングカンパニーとして、今後も積極的に新たなビジネスを開拓していく方針であります。しかしながら、事業が確立するまでには当初想定した以上の時間を要する場合があります。事業推進や投資回収が必ずしも当初計画通りに進まない可能性があります。

(13) 資金調達に関するリスク

当社は、継続的な設備投資を行うにあたり、借入及び新株発行等により資金調達を行っております。今後の資金需要に対しては、金融機関からの資金調達を計画しておりますが、将来において金利が上昇した場合には、資金調達コストが増加し、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、急激な環境の変化により、計画どおりの資金調達ができなかった場合には、当社の事業成長スピードが減速

したり、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 為替リスク

当社は、一部の商品を米国等海外から外貨建て輸入しております。急激に為替が変動した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(15) 電力の供給不安に関するリスク

当社のビジネスはコンピュータシステムに依存しております。計画停電等によって電力の供給が滞った場合、出荷キャパシティの落ち込みや、何らかの事由によりバックアップ電源が作動しないと、サーバーシステムがダウンしてEコマースサービスの提供が滞る事態となり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(16) 自然災害等に関するリスク

当社は、地震、津波、台風等の自然災害等が発生した場合に備え、本社機能の一部を東京から福岡へ移転することでリスクの分散を行っております。しかし、依然として自然災害等の影響が各営業所において発生するリスクはありますが、特に一部湾岸エリアの出荷センターについては、液状化等により出荷能力が大幅に低下する恐れがあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(17) 特定商品の過剰在庫に関するリスク

震災やパンデミック等の非常時においては、インターネット上のEコマース店舗に需要が集中する傾向があります。

当社では、ライフラインを支える企業の務めとして、生活必需商品の安定的な調達に努めております。しかしながら、急激な需要の増加は一過性に終わることもあり、予想が困難であります。また、非常時には配送も寸断される恐れがあり、商品の調達はできても配達ができない可能性も存在します。こうしたことから、特定商品について過剰在庫を抱え、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(18) 製造物責任

当社では、一部の商品を米国等海外から輸入しております。商品の輸入者として製造物責任（PL）を負う場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(19) ドラッグ・ラグ是正支援事業に関するリスク

当社子会社のMonzen Corporation Singapore Pte. Ltd.では、日本の新薬承認の遅延（ドラッグ・ラグ）の是正のため、医師の要望により医薬品の輸入支援を行っております。国内の新薬承認の状況によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(20) 重要事象等について

当社グループは、3期連続で多額の営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しておりますが、以下に記載の対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

売上に関しましては、平成25年1月から第一類および第二類の医薬品の販売を再開し、健康ECサイトとしての価値向上に努めることで他社との差別化を図るとともに、サイトの改善および検索エンジン対策等を引き続き実施することで、当社サイトへの訪問者増加、およびこれに伴う受注件数の増加を図ります。

費用に関しましては、当連結会計年度は、積極的な販売促進施策等の結果として営業損失となりましたが、物流拠点間における商品配置の最適化等により費用を削減し、前期比では大幅に損益は改善しております。今後は、商品構成の見直し等により売上原価率の低減に努める一方で、物流拠点の再構築による物流費用の削減や販売促進施策の見直し等により、黒字転換を図ってまいります。

在庫に関しましては、発注方法の見直し等により適正な在庫水準に在庫を削減いたしました。引き続きモニタリングを徹底し、在庫の適正水準を維持するよう努めます。

## 5【経営上の重要な契約等】

### 1．使用貸借特約付土地売買契約

当社は、自社所有の福岡物流センターを建設するにあたり、以下の建設地に関して福岡県飯塚市との間で使用貸借特約付土地売買契約書を平成15年12月8日及び平成17年2月10日に締結しております。当該土地の使用料は、使用貸借期間開始日から3年間は無料とされておりますが、それ以降は国有資産等所在地交付金相当額を支払うものとする。また、契約期間は飯塚市議会の議決の日から10年間とし、使用期間満了日までに当社が買取るものとなっております。

しかしながら、平成23年7月7日に使用貸借特約付土地売買変更契約書が有効となり、契約期間を平成31年11月30日までに延長するとともに、平成25年度から平成31年度までの7年間で売買代金の分割納付を行うこととなりました。

また、当社が繰り上げで代金の納付を行った場合においても、当該土地の第三者への転売または貸与、工場等の敷地用途以外での使用を制限されております。

所在	福岡県飯塚市大字津島字桜田281-64 宅地 福岡県飯塚市大字津島字乱橋301-7 宅地
面積	18,100.53平方メートル
売買代金	312,107千円
使用貸借期間	平成15年12月16日（飯塚市議会の議決日）から平成31年11月30日まで
特記事項	本契約に基づき、売買物件の用途外使用制限及び権利設定等の禁止に関する条項に定める義務等に違反した場合、または、本契約が解除となった場合には、当社は売買代金の30%を違約金として支払わなければならないものとされております。

所在	福岡県飯塚市大字津島字桜田281-65 宅地
面積	7,073.93平方メートル
売買代金	113,416千円
使用貸借期間	平成17年2月25日（飯塚市議会の議決日）から平成31年11月30日まで
特記事項	本契約に基づき、売買物件の用途外使用制限及び権利設定等の禁止に関する条項に定める義務等に違反した場合、または、本契約が解除となった場合には、当社は売買代金の30%を違約金として支払わなければならないものとされております。

### 2．合併契約

当社と中国ドラッグストアチェーンLBX Pharmacy Chain Co.,Ltd.（以下「LBX」）は、日本の健康関連商品を中国の小売業者へ販売する卸売業を行うこと、加えて中国本土においてEコマースを展開するために、平成23年6月30日に合併契約書を締結し、下記の概要で合併会社「杭州老百姓友康貿易有限公司」（以下「老百姓友康」）を設立いたしました。平成25年4月8日に老百姓友康の董事会において合併会社の解散が決議されました。

商号	杭州老百姓友康貿易有限公司
代表者	代表取締役（董事長）??祖（Hicks Feng）
所在地	中国浙江省杭州市
事業の内容	日本の健康関連商品を中心とした商品の中国小売事業者への卸売業 中国におけるEコマースの展開
資本金	12百万人民元
設立年月日	2012年1月12日
出資比率	LBX 55% ケンコーコム株式会社 45%

3. フルフィルメントサービス契約

当社は、平成24年9月27日開催の取締役会において、Amazon.com Int'l Sales, Inc.とのフルフィルメントサービス契約について、平成25年1月1日付で契約解除することを決議いたしました。

相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約解除日
Amazon.com Int'l Sales, Inc.	米国	平成17年 11月2日	Amazon.com Int'l Sales, Inc.がその運営するウェブサイト(www.amazon.co.jp)の顧客より受注した当社取扱商品の一部について、非排他的な供給業者として同社に対し卸売販売を行い、同社よりフルフィルメント業務(当社にて箱に梱包し、当社物流センターから出荷)を受託するものであります。	平成25年1月1日

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

特に重要な見積りを伴う会計方針とは、翌年度以降の財政状態や経営成績に重要な相違を発生させる可能性がある事項に対する見積りであり、本質的に不確実性を含有していると判断されるものです。当社の重要な会計方針は、連結財務諸表の注記に全て記載されており、ここで記載される会計方針は、当社の会計方針を全て包括的に表しているものではありません。

なお、当社の連結財務諸表に関し認識される「特に重要な見積りを伴う会計方針」は以下のとおりであります。

#### (貸倒引当金)

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (たな卸資産)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

### (2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、5,181百万円となりました。

#### (資産の状況)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,246百万円増加し、4,094百万円となりました。これは主に、現金及び預金や売掛金等が増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて286百万円減少し、1,087百万円となりました。これは主に、建物等の減損損失により減少したことによるものです。

#### (負債の状況)

負債は、前連結会計年度末に比べて146百万円減少し、2,872百万円となりました。これは主に、借入金の返済による減少等によるものです。

#### (純資産の状況)

純資産は、前連結会計年度末に比べて1,106百万円増加し、2,309百万円となりました。これは主に第三者割当増資による資本金及び資本剰余金の増加と純損失の計上により利益剰余金が減少したことによるものです。

### (3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は17,902百万円と前期比4.3%の増加となりました。価格競争や低出荷単価による利益率の低下などの影響により営業損失132百万円(前期は営業損失519百万円)、経常損失184百万円(前期は経常損失552百万円)、税金等調整前当期純損失は448百万円(前期は税金等調整前当期純損失661百万円)、当期純損失は455百万円(前期は当期純損失701百万円)となりました。

#### (売上高)

リテール事業では、主にインターネット上の当社健康ECサイトを通じて、健康関連商品を一般消費者向けに販売しております。

当連結会計年度は、取扱商品数を順調に増加させることができ、スマートフォンなど新たな顧客デバイスの普及により好調に推移しました。また平成25年1月11日に一般用医薬品ネット販売権利確認訴訟について最高裁判所にて勝訴・確定したことを受け、同日より医薬品のネット販売を再開し、再開後の一日あたり売上高は再開前の約5倍となりました。

以上の結果、当連結会計年度のリテール事業の売上高は16,039百万円(前期比6.3%増)となりました。

ドロップシップ事業では、小売事業者向けに健康ECプラットフォーム機能を提供しております。

当連結会計年度は、特定大手取引先との契約を解除したものの、中・小規模事業者への売上が順調に推移しました結果、売上高は1,413百万円(前期比4.6%減)となりました。

ドラッグ・ラグは正支援事業では、日本の新薬承認の遅延(ドラッグ・ラグ)の是正のため当社子会社のMonzen CorporationおよびMonzen Corporation Singapore Pte. Ltd.にて、医師の要望により医薬品の輸入支援を行っております。不活化ポリオワクチンの国内承認に伴い減少し、当連結会計年度の売上高は355百万円(前期比31.3%減)となりました。

その他の事業では、メーカー・卸向けに商品の広告掲載やブランディング・プロモーション支援等を行うメディア事業等を行っております。当連結会計年度の売上高は93百万円(前期比12.9%増)となりました。

(売上総利益、販管費及び一般管理費、営業利益及び経常利益)

当連結会計年度における売上原価は、11,938百万円、原価率は66.7%(前期は売上原価は11,648百万円、原価率は67.8%)となりました。

また、販売費及び一般管理費につきましては、6,096百万円(前期は6,039百万円)となりました。主な増加要因は、売上増加に伴った荷造運賃1,996百万円(前期は1,992百万円)、広告宣伝費933百万円(前期は726百万円)等です。

この結果、当連結会計年度における営業損失は132百万円(前期は営業損失519百万円)、経常損失は184百万円(前期は経常損失552百万円)となりました。

(当期純利益)

主力物流センターの移転・改修に伴う固定資産の減損損失、子会社資産の減損損失、中国事業にかかる関係会社整理損などを特別損失に計上しました。この結果、税金等調整前当期純損失は448百万円(前期は税金等調整前当期純損失661百万円)となり、当期純損失は455百万円(前期は当期純損失701百万円)となりました。

(4) 経営成績に影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社が事業ドメインとする、健康関連分野及びEコマースは、その規模及び成長性からみて有望なマーケットであると考えております。例えば、ドラッグストアの国内市場規模が平成19年度の調査で3兆126億円(注1)と推計されており、消費者向け国内Eコマース市場も平成23年度調査で8.5兆円(注2)と巨大なマーケットになっております。一方で小売業及びサービス業のEC化率は2.8%(注2)と僅かであり、今後も成長が大いに期待できるマーケットと考えております。

当社では、豊富な品揃え、心地よい顧客サービス、適正な価格の充実を心がけて運営しており、これらが中長期的な成長を遂げるためのドライバーになると考えております。前述の3つの利便性をさらに高めることによって、健康関連商品のEコマースにおけるリーディングカンパニーとなり、新たな商流を創り出す健康ECプラットフォームの確立を目指していく方針であります。

リテール事業においては、取扱商品数の拡充、効果的なキャンペーンの実施、スマートフォンなどの新たな顧客デバイスへの対策、医薬品のネット販売再開等により出荷件数は急増し、売上高は大幅に伸びました。しかし、価格競争や低出荷単価の影響により利益率は減少を続け、限界利益率を押し下げることとなりました。

当社グループでは、物流面での強化が必要となっております。楽天株式会社との協働の一環として、主要物流拠点の移転・改修等を行うことを決定しており、これにより、引き続き売上高を成長させるとともに物流関連費用等の変動費の削減を中心にさらなる利益率の改善に取り組んでいく計画です。

(注) 1. 経済産業省「平成19年商業統計表(二次加工統計表)業態別統計編(小売業)」

2. 経済産業省「平成23年度我が国情報経済社会における基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

資金需要

当社の資金需要のうち主なものは、物流関連設備の取得、業務システムの構築及びウェブサイト運営基盤の増強等の設備資金に係るものの他、顧客満足を維持できる在庫水準を維持するための資金ならびに債務返済等であります。

財務政策

当社の運転資金及び設備資金については、主に営業活動によって得られるキャッシュ・フローの他、金融機関からの借入や新株発行により調達しております。金融機関からの資金調達につきましては、安定的かつ低利による調達コストの低減を前提としながらも、将来の金融情勢の変化等も勘案しバランスのとれた調達に努めております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、引き続き成長と収益性のバランスを重視して事業運営を行うことで、利益を計上していく方針です。

そのための具体的な方策につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

(8) 重要事象等について

当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況(以下、重要事象等)が存在していません。当該重要事象等の内容及び対応策については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (20) 重要事象等について」に記載したとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は182,103千円であり、その内訳は有形固定資産26,251千円、無形固定資産155,852千円であります。その主なものは、主にリテール事業、ドロップシップ事業におけるERPシステムの導入115,436千円等であります。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)				合計	従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び 備品	リース資 産(無形 含む)	ソフト ウェア		
東京オフィ ス(東京都 港区)	リテール事業 ドロップシ ップ事業 その他の事業	事務所	8,434	1,781	7,125	3,447	20,788	53
福岡オフィ ス(福岡県 福岡市)	リテール事業 ドロップシ ップ事業	事務所	27,668	10,116	153,845	123,884	315,514	93
福岡物流 センター (福岡県 飯塚市)	リテール事業 ドロップシ ップ事業	倉庫 設備	497,844	-	-	-	497,844 (注)	2

(注) 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業容の拡大にともなうインフラ整備、投資効率、顧客へのサービスクオリティの維持等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

当社主力物流拠点の移転に伴い、当社福岡物流センターの物流設備の一部について除却が発生する予定です。この計画に基づき処分を予定している資産につきましては、当連結会計年度において、リテール事業に関して181,873千円、ドロップシップ事業に関して17,009千円を減損損失として計上しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	105,000
計	105,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,907	69,005	東京証券取引所 マザーズ市場	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	68,907	69,005	-	-

- (注) 1. 発行済株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月26日定時株主総会決議（平成15年8月1日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	108	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108	88
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年9月1日 至平成25年6月25日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,000 資本組入額 30,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

## 平成15年11月7日臨時株主総会決議（平成15年11月7日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	45	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45	45
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年12月1日 至平成25年10月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成16年1月21日臨時株主総会決議（平成16年2月4日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	37	37
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37	37
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年3月1日 至平成25年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。
4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
  - 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
  - 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
  - その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成17年6月28日定時株主総会決議（平成17年6月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	139	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	139	139
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369,214	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成26年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369,214 資本組入額 184,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。
4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
  - 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
  - その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成17年6月28日定時株主総会決議（平成17年12月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3	3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307,125	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 307,125 資本組入額 153,563	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。
4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。  
対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。  
対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。  
その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

会社法第36条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年12月22日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3	3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	162,698	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年1月1日 至平成27年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 162,698 資本組入額 81,349	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の従業員であることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成19年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49	49
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124,150	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成28年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124,150 資本組入額 62,075	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額(発行価額)を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15	15
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,226	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年6月30日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,226 資本組入額 31,613	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成20年6月24日定時株主総会決議（平成21年2月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	48	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,478	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成29年2月28日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,478 資本組入額 16,239	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議及び取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成21年2月6日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	39	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,226	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成29年2月28日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,226 資本組入額 31,613	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額(発行価額)を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社の取締役又は監査役であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 平成21年6月23日定時株主総会決議（平成21年7月1日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	145	96
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145	96
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,294	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成30年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,294 資本組入額 22,147	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

## 平成21年6月23日定時株主総会決議（平成21年7月1日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	52	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52	46
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,294	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成30年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,294 資本組入額 22,147	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成21年7月1日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	34	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,294	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年8月1日 至平成30年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,294 資本組入額 22,147	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額(発行価額)を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社の取締役又は監査役であることを要する。ただし、当社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

平成21年6月23日定時株主総会決議（平成21年12月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	42	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,668	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年12月26日 至平成30年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,668 資本組入額 30,334	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議及び取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成21年6月23日定時株主総会決議（平成22年3月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10	10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,900	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成30年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,900 資本組入額 31,950	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議及び取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成22年6月23日定時株主総会決議（平成22年12月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	157	154
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157	154
新株予約権の行使時の払込金額(円)	57,100	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年12月25日 至平成31年12月24日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 57,100 資本組入額 28,550	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## 5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議及び取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成22年12月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	68	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68	68
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年1月21日 至平成32年1月20日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54,400 資本組入額 27,200	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額(発行価額)を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

## 3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

平成23年6月23日定時株主総会決議（平成23年12月22日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	178	178
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178	178
新株予約権の行使時の払込金額(円)	41,258	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年12月23日 至平成32年12月22日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41,258 資本組入額 20,629	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、割当日後に当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権引受契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を第三者に譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権引受契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議及び取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年8月21日 (注1)	2,920	33,063	75,852	1,060,218	75,852	1,296,488
平成22年3月31日 (注2)	165	33,228	3,982	1,064,201	4,032	1,300,521
平成23年3月31日 (注3)	27	33,255	616	1,064,817	666	1,301,187
平成23年4月4日 (注4)	7,480	40,735	196,724	1,261,541	196,724	1,497,911
平成24年6月19日 (注5)	27,706	68,441	761,139	2,022,680	761,111	2,259,022
平成25年3月31日 (注6)	466	68,907	17,384	2,040,065	17,384	2,276,407

(注) 1. 有償第三者割当

発行株数 2,920株

発行価格 51,954円

資本組入額 25,977円

割当先 (株)あらた、(株)大木、(株)リードヘルスケア、(株)菱食

2. 新株引受権及び新株予約権の行使(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

3. 新株引受権及び新株予約権の行使(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

4. 有償第三者割当

発行株数 7,480株

発行価格 52,600円

資本組入額 26,300円

割当先 RSエンパワメント(株)

5. 有償第三者割当

発行株数 27,706株

発行価格 54,943円

資本組入額 27,472円

割当先 楽天(株)

6. 新株予約権の行使(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

7. 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が98株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,201千円増加しております。

8. 平成24年5月17日提出の有価証券届出書第一部、第1、4(2)「手取金の使途」において、手取概算額1,500百万円のうち、670百万円を物流拠点の拡充のために平成24年9月から平成25年6月までに支出する予定としておりましたが、その後の楽天株式会社との事業提携の結果として、当社の物流に関しては楽天物流株式会社に全面委託することを決定したため、投資予定額については平成25年12月期及び平成26年12月期において、既存倉庫の改修費用や物流拠点の移転費用に充当する予定であります。

## (6)【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	16	46	14	8	5,368	5,457	-
所有株式数 (株)	-	267	1,582	42,837	746	25	23,450	68,907	-
所有株式数の割合(%)	-	0.4	2.3	62.2	1.1	0.0	34.0	100.0	-

(注) 自己株式459株は、「個人その他」に含めて記載しております。

## (7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-3	27,706	40.2
後藤 玄利	福岡県福岡市中央区	7,480	10.8
RSエンパワメント株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-3	7,480	10.8
三菱食品株式会社	東京都大田区平和島6丁目1-1	1,730	2.5
樋口 宣人	東京都世田谷区	1,115	1.6
植田 厚	神奈川県川崎市宮前区	1,110	1.6
オムロンヘルスケア株式会社	京都府向日市寺戸町九ノ坪53番	920	1.3
株式会社ニチレイフーズ	東京都中央区築地6丁目19-20	757	1.0
株式会社あらた	千葉県船橋市海神町南1丁目1389	730	1.0
株式会社大木	東京都文京区音羽2丁目1-4	730	1.0
株式会社Pal tac	大阪府大阪市中央区本町橋2-46	730	1.0
株式会社リードヘルスケア	福岡県北九州市小倉南区下曾根新町13-1	730	1.0
計	-	51,218	74.3

(注) 前事業年度末において主要株主でなかった楽天株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 459	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,448	68,448	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	68,907	-	-
総株主の議決権	-	68,448	-

## 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ケンコーコム株式会社	東京都港区赤坂三丁目11番3号	459	-	459	0.6
計	-	459	-	459	0.6

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第2回新株予約権

旧商法に基づき、平成15年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、監査役1名、従業員18名(注) 外部協力者10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し300株、監査役に対し10株、従業員に対し75株 外部協力者に対し181株 合計566株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書の提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、外部協力者8名(88株)となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第3回新株予約権  
旧商法に基づき、平成15年11月7日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年11月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役1名、従業員10名(注) 外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し40株、監査役に対し40株、従業員に対し109株 外部協力者に対し10株、合計199株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、監査役1名(5株)及び外部協力者1名(40株)、合計45株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第4回新株予約権  
旧商法に基づき、平成16年1月21日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年1月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員10名 外部協力者3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し110株 外部協力者に対し25株、合計135株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員1名(25株)及び外部協力者2名(12株)、合計37株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第5回新株予約権  
旧商法に基づき、平成17年6月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、監査役3名及び従業員68名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し95株、監査役に対し15株、従業員に対し323株 合計433株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役3名(65株)、監査役2名(10株)、従業員3名(9株)及び外部協力者5名(55株)、合計139株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第6回新株予約権  
旧商法に基づき、平成17年6月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員20名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し66株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、外部協力者1名(3株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第7回新株予約権  
 会社法に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員27名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し121株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員1名(3株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第9回新株予約権  
 会社法に基づき、平成19年6月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、監査役に対し9株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社取締役2名(10株)、監査役1名(3株)及び外部協力者6名(36株)、合計49株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第11回新株予約権  
 会社法に基づき、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員17名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し134株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員1名(15株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第12回新株予約権  
 会社法に基づき、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員15名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し86株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員6名(28株)及び外部協力者1名(6株)、合計34株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第13回新株予約権

会社法に基づき、平成21年2月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年2月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、監査役に対し9株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社取締役1名（5株）、監査役1名（3株）及び外部協力者6名（31株）、合計39株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第14回新株予約権

会社法に基づき、平成21年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員69名、子会社従業員14名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し302株、子会社従業員に対し18株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員25名（83株）及び子会社従業員10名（13株）、合計96株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第15回新株予約権

会社法に基づき、平成21年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員66名、子会社役員1名、子会社従業員5名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し119株、子会社役員に対し10株、子会社従業員に対し11株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員24名（37株）、子会社従業員3名（5株）及び外部協力者1名（4株）、合計46株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第16回新株予約権

会社法に基づき、平成21年7月1日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、当社監査役に対し9株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社取締役1名（10株）、当社監査役2名（6株）及び外部協力者4名（18株）、合計34株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第17回新株予約権

会社法に基づき、平成21年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名、子会社役員1名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し57株、子会社役員に対し15株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員4名(17株)、子会社役員1名(15株)及び外部協力者1名(4株)、合計36株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第18回新株予約権

会社法に基づき、平成21年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員6名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	子会社従業員に対し18株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、子会社従業員5名(10株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第19回新株予約権

会社法に基づき、平成22年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員26名、子会社役員2名、子会社従業員8名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し168株、子会社役員に対し10株、子会社従業員に対し42株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社取締役1名(89株)、当社従業員15名(48株)、子会社役員1名(5株)及び当社子会社従業員3名(12株)、合計154株となっております。

会社法第236条の規定に基づく第20回新株予約権

会社法に基づき、平成22年12月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、当社監査役に対し9株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社取締役3名(35株)、当社監査役3名(15株)及び外部協力者4名(18株)、合計68株となっております。

## 会社法第236条の規定に基づく第21回新株予約権

会社法に基づき、平成23年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員63名、子会社従業員1名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し216株、子会社従業員に対し4株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、当社従業員51名（174株）、当社子会社従業員1名（4株）、合計178株となっております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	459	-	459	-

## 3【配当政策】

当社は、配当等の株主に対する利益還元を重要な課題として認識しており、投資機会、財政状態及び税制等を総合的に勘案し、多数の株主にとって長期的に望ましい利益還元策を採ることを基本方針としております。

当社は、定款上、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、平成25年3月31日現在の利益剰余金残高がマイナスのため配当を実施しておりません。今後につきましては、早期の累積損失の解消に努め、利益剰余金が生じた際には基本方針に従って意思決定いたします。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、平成25年6月25日開催の定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度の末日を毎年3月31日から毎年12月31日に変更するとともに、中間配当の基準日を毎年9月30日から毎年6月30日に変更しております。第20期事業年度については、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月となり、中間配当の基準日は9月30日といたします。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	69,000	117,500	70,500	57,200	502,000
最低(円)	23,800	29,100	40,200	37,350	38,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

##### (2)【最近6ヶ月間月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	50,000	49,000	73,000	280,000	374,000	502,000
最低(円)	44,000	44,500	45,900	75,100	119,600	285,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	代表取締役	後藤 玄利	昭和42年2月4日生	平成元年4月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア㈱)入社 平成6年5月 うすき製薬㈱入社 同社取締役 平成6年11月 当社代表取締役(現任) 平成9年7月 うすき製薬㈱代表取締役 平成13年8月 同社取締役 平成16年9月 (有)後藤散取締役(現任) 平成18年7月 NPO法人日本オンラインドラッグ ドラッグ協会 理事長(現任) 平成19年3月 イー・ショッピング・ワイン㈱社 外取締役 平成19年6月 Kenko.com U.S.A., Inc. Director(現任) 平成21年2月 ケンコーロジコム㈱代表取締役 平成21年4月 同社取締役(現任) 平成21年9月 Kenko.com Singapore,Pte.Ltd. Director(現任) 平成21年10月 ㈱ジェイデバイス社外取締役(現 任) 平成22年4月 Monzen Corporation Director 平成22年10月 KenkoKom Co., Limited Director(現任) 平成24年1月 杭州老百姓友康貿易有限公司 董 事(現任) 平成24年5月 Monzen Corporation Singapore Pte. Ltd. Director(現任) 平成24年6月 ㈱Monzen Corporation Japan取 締役(現任)	(注)3	6,480
取締役副社長		植田 厚	昭和37年4月26日生	平成元年3月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア㈱)入社 平成12年5月 当社入社 平成12年6月 当社取締役副社長(現任) 平成22年3月 イー・ショッピング・ワイン㈱社 外取締役 平成22年4月 Kenko.com U.S.A., Inc. Director(現任) 平成22年4月 Monzen Corporation Director 平成24年1月 杭州老百姓友康貿易有限公司 董 事 総経理(現任) 平成24年4月 ㈱Monzen Corporation Japan 代 表取締役(現任)	(注)3	750
取締役副社長		中台 和夫	昭和47年7月7日生	平成5年3月 楽天㈱ 入社 平成18年12月 同社楽天市場第一本部長 兼 楽天 市場第六本部長 平成19年11月 同社執行役員 楽天市場第一本部 長 兼 楽天市場第六本部長 平成23年1月 同社執行役員 楽天トラベル副事 業長 平成24年10月 同社社長室 平成25年6月 当社取締役副社長(現任) 楽天㈱執行役員(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		樋口 真人	昭和41年6月8日生	平成2年4月 ㈱三菱総合研究所 入社 平成12年6月 当社入社 取締役(現任) 平成15年1月 ㈱ケア・フォー取締役(現任) 平成21年2月 ケンコーロジコム㈱取締役 平成21年10月 Kenko.com Singapore,Pte.Ltd. Director 平成22年4月 Kenko.com U.S.A., Inc. Director(現任) 平成22年4月 Monzen Corporation Director 平成23年12月 ケンコーロジコム㈱監査役(現任) 平成24年6月 ㈱Monzen Corporation Japan取締役(現任)	(注)3	750
取締役		佐甲 真吾	昭和43年10月14日生	平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア㈱)入社 平成13年4月 ㈱グロービス入社 平成21年3月 ㈱フェリクス代表取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		國重 惇史	昭和20年12月23日生	昭和43年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 平成6年6月 同行取締役 平成9年6月 住友キャピタル証券㈱代表取締役 副社長 平成11年3月 ディーエルジェイディレクト・ エスエフジー証券㈱(現楽天証券 ㈱)代表取締役社長 平成16年3月 楽天㈱常務執行役員 平成16年9月 ㈱あおぞらカード(現楽天カー ド㈱)代表取締役社長 平成17年3月 楽天㈱取締役 平成17年9月 同社代表取締役 副社長執行役員 楽天アセットマネジメント㈱ 代表取締 役 平成20年9月 楽天㈱取締役副社長 イーバンク銀行㈱(現楽天銀行 ㈱)代表取締役社長 平成24年1月 楽天㈱代表取締役副社長(現任) 同社副社長執行役員(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) (その他重要な兼職の状況) 楽天証券㈱取締役 楽天カード㈱取締役 楽天銀行㈱取締役会長 楽天生命㈱取締役	(注)3	-
取締役		舟木 徹	昭和42年8月28日生	平成3年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 平成11年7月 カルチュア・コンビニエンス・ クラブ㈱入社 平成12年6月 同社執行役員 平成18年9月 楽天㈱入社 平成18年11月 同社執行役員 兼 楽天オーク ション㈱代表取締役(現任) 平成23年6月 ㈱チケットスター取締役 平成24年3月 パシフィックリーグマーケティ ング㈱取締役 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年3月 ㈱チケットスター代表取締役 (現任) (その他重要な兼職の状況) ㈱楽天野球団取締役 楽天ショウタイム㈱取締役	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大塚 年比古	昭和40年9月28日生	平成元年4月 ㈱第一勧銀銀行(現㈱みずほフィナンシャルグループ)入行 平成7年6月 同行人事部付 ペンシルバニア大学(ウォートン・スクール)派遣 平成9年6月 同行国際企画室付DKBアジア・リミテッド出向 平成12年9月 日本電子決済企画㈱(現楽天銀行㈱)入行 平成13年6月 同行執行役員 平成16年6月 同行取締役兼執行役員 財務本部長 平成20年6月 同行常務執行役員 財務経理担当 平成21年6月 同行執行役員 財務本部長 平成24年5月 同行執行役員 楽天㈱出向(現任) 平成24年5月 楽天㈱ 経理部部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) (その他重要な兼職の状況) スタイライフ㈱社外取締役 楽天オークション㈱社外監査役 楽天ショウタイム㈱社外監査役	(注)3	-
監査役		片岡 敬三	昭和18年3月24日生	平成6年3月 ㈱マーキュリー代表取締役(現任) 平成12年7月 ㈱大前・アンド・アソシエーツ取締役 平成12年8月 ㈱大前・ビジネス・ディベロプメンツ監査役 平成12年10月 ㈱有機市場監査役 平成13年5月 ㈱大前・ビジネス・ディベロプメンツCFO 平成16年6月 当社社外監査役 平成17年2月 ㈱カスターネットクラブ取締役 平成17年6月 ㈱ホスピタルマネジメント研究所監査役(現任) 平成18年1月 リアルコム㈱社外監査役 平成19年6月 日本調剤㈱社外監査役(現任) 平成19年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	41
監査役		宮澤 紀一	昭和18年2月11日生	平成10年4月 ㈱ニチレイ東北営業支社総務部長 平成11年10月 ニチレイ健康保険組合事務長就任 平成15年9月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)4	35
監査役		岩本 仁	昭和36年12月13日生	昭和63年4月 ブーズ・アレン・ハミルトン㈱入社 平成5年1月 ワーナー・ランバート㈱(シック部門)(現シック・ジャパン㈱)入社 平成12年1月 同社アジア太平洋担当ヴァイスプレジデント 平成15年1月 MHDモエヘネシーディアジオ㈱代表取締役社長 平成20年10月 マッキニーロジャーズ東京事務所 日本・アジア太平洋代表(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計						8,056

- (注) 1. 取締役 國重惇史、舟木徹及び大塚年比古は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 宮澤紀一及び岩本仁は、社外監査役であります。  
 3. 平成25年6月25日選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
 4. 平成23年6月23日選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
 5. 平成25年6月25日選任後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
 6. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
井坂 俊達	昭和44年11月12日生	平成2年11月 井上斎藤監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成8年9月 メリルリンチ証券会社入社 平成12年5月 井坂公認会計士事務所代表(現任) 平成17年1月 システム・ロケーション㈱ 監査役(現任) 平成17年6月 当社補欠監査役(現任) 平成17年6月 ㈱ジェー・シー・ディ 監査役(現任) 平成17年10月 ㈱エヌシーネットワーク 監査役(現任)	-

7. 当社では、「経営の意思決定と監督機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレート・ガバナンスの充実と意思決定の迅速化、事業環境の変化に対する対応力の強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
執行役員 副社長 兼 新規事業本部長	植田 厚
執行役員 副社長	中台 和夫
執行役員 管理本部長	樋口 宣人
執行役員 IT本部長	佐甲 真吾
執行役員 国内事業本部長	朝倉 大輔
執行役員 オペレーション本部長	内田 善久
執行役員	福澤 雅彦

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

#### イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社としております。また、社外取締役3名、社外監査役2名（提出日現在）を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督を担保しております。

以下体制の概要説明であります。

#### ・取締役会

当社の取締役会は、提出日現在において取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されております。当社では、毎月1回、取締役及び監査役の出席による定例取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、独立性の高い社外取締役による公正中立な意見を踏まえて、経営判断の妥当性や公正性等について適宜検討し、業務上の重要な意思決定を行っております。また、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行うとともに、独立性を保持した監査役の出席のもと、取締役の職務執行状況の監督を行う機関と位置づけております。

#### ・監査役会

当社は監査役会制度を導入しております。監査役3名のうち1名は常勤監査役となっております。監査役は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、独立した立場から経営に対する助言や提言を行うとともに、意思決定の過程や取締役の業務執行について監査を行っております。

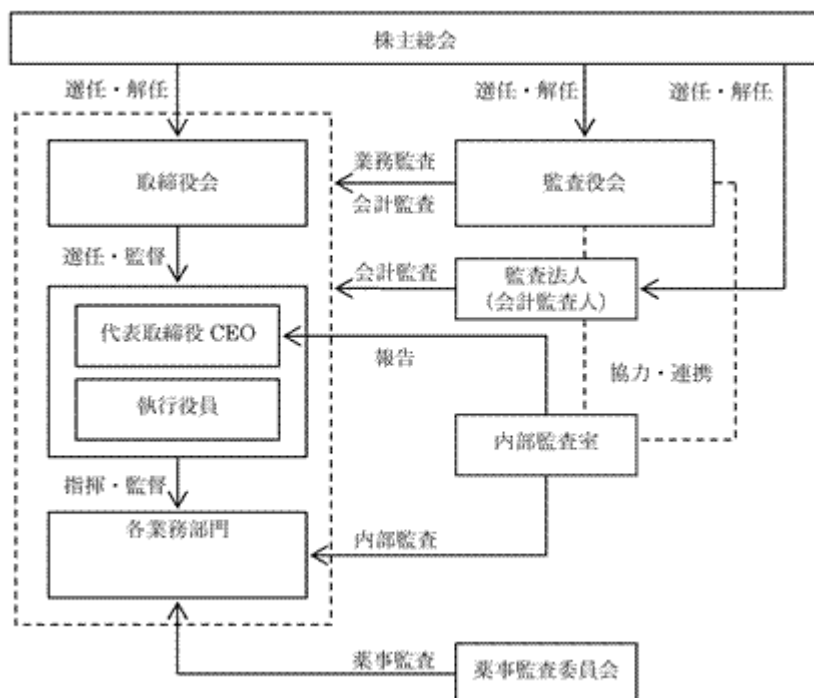
#### ・執行役員制度

当社では、「経営の意思決定と監督機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレート・ガバナンスの充実と意思決定の迅速化、事業環境の変化に対する対応力の強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。また、執行役員及び常勤監査役等が参加する執行役員会を週1回開催しており、業務遂行状況の把握や課題に対するより具体的検討を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

#### ・コンプライアンス委員会

当社では、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の企業活動において法令等が遵守される体制の整備・維持に務めております。また、コンプライアンスに関する事項の通報・相談窓口を設置するなど内部通報制度を整備する取り組みも行っております。

#### ・当社の内部統制の概要図



(注)薬事監査業務は薬務部が担当しております。

#### ロ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保する体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため策定された行動指針、コンプライアンス規程の取締役及び従業員全員への浸透を図る。  
代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスを社内に定着させる体制をつくり、これを推進する。  
職務権限規程、業務分掌規程に則り、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。  
内部監査を実施して不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。薬事監査室による適時の監査等を実施して、薬事等に関連する法令等の遵守を徹底できる体制を維持し、継続的改善に努める。  
ホットラインを設け、取締役及び従業員に対してその周知・徹底を図る。  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、裏取引や資金提供は一切行わない。さらにこれら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び文書管理規程に基づき、適切かつ安全に保管する。  
コンプライアンス委員会は、取締役及び従業員に対して、法令、定款、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。  
取締役及び従業員は、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ確実に、取締役又は監査役が閲覧を請求した場合に、いつでも閲覧及び検索が可能な状態で保管しておく。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
会社が直面する可能性のあるリスクを管理するため策定されたリスク管理規程の取締役及び従業員全員への浸透を図る。  
代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会は、リスク管理の実効性を確保するための体制を整備する。  
大規模な事故、災害、不祥事その他の緊急事態が生じた場合には、危機対策本部を設置するなどして迅速に対応し、損害の拡大の防止に努める。  
内部監査を実施してリスク管理体制の強化に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は毎月1回定期的に行うほか、適宜臨時に実施し、法令、定款及び取締役会規程に従って、重要事項について審議・決定を行う。  
取締役は、必要に応じて適時ミーティングを実施して活発な情報交換をはかり、迅速な対応が要求される事項についてスピーディーな意思決定を可能にする。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループ共通の行動指針として、ケンコーコム行動指針、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。  
関係会社管理規程に従って、子会社の経営及び業績を管理、指導する。  
子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の多面的な管理を図る。担当部署は、継続的かつ迅速に情報交換を通じて、子会社において適正かつ適法な業務運営がなされているかを確認し、必要な場合には是正を求めるものとする。
- (6) 監査役を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要とした場合は、監査役を補助する従業員を置くこととする。  
当該従業員は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び従業員は、法令違反事実、会社に著しい損害を与える事実があることを発見した場合は、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。また、ホットライン担当者は、監査役に対して、ホットラインへの通報の状況に関する報告をすることとする。  
リスク管理委員会及び内部監査を 担当する部署の責任者は、担当する業務状況について監査役に報告するものとする。  
取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、内部監査の年次計画について事前に説明を受け、修正を求めることができるものとする。実施状況についても、適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施、業務改善策の策定などを求めることができる。  
監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要するものとする。  
監査役は、取締役、従業員等と、必要に応じていつでも意見交換を行うことができる。  
監査役は、必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席することができる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、当社グループ全体に対する内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

八．責任限定契約

(1)取締役及び監査役

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2)社外取締役及び社外監査役

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役のいずれも240万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

内部監査室・薬事監査室及び監査役監査

内部監査室は、各部門の業務運営状況、内部統制の整備・運用状況等についての監査を行っております。薬事監査委員会を配する薬事監査室は、取扱商品、サイト表現の薬事に関わる確認、評価、管理の他、薬事法、食品衛生法等その他取引関連法規の動向調査を行っております。内部監査結果は代表取締役に報告されるほか、常勤監査役に報告され、必要に応じ会計監査人とも協議を行っております。

当社の監査役は、提出日現在において常勤監査役1名、非常勤監査役2名であります。監査役は、内部監査の年次計画及び実施状況等について適宜報告を受け、内部監査部門と意見交換を行っており、また、定例的に会計監査人から会計監査の状況及びその結果についての報告を受けるほか、必要に応じて意見交換を行い、会計監査人とも相互に連携を図っております。

なお、内部監査室は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査役及び会計監査人、内部統制部門へ内部統制の整備状況に関する報告及び意見交換を行っております。

会計監査の状況

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。当社の会計監査を担当した公認会計士は以下の通りであり、随時4名程度（公認会計士2名、会計士補等2名）の補助者が監査業務に携わっております。

指定有限責任社員 業務執行社員 本野 正紀

指定有限責任社員 業務執行社員 寺田 篤芳

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名（提出日現在）であります。社外取締役國重惇史氏は楽天(株)の代表取締役、社外取締役舟木徹氏は同社の執行役員、社外取締役大塚年比古氏は同社の従業員であり、当社は同社との間に役員提供等の取引関係があります。社外監査役宮澤紀一氏は当社の株式を所有しております。その他の役員との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

・社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する方針

当社は、独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外取締役の選任にあたっては、当社の経営の監督に必要なキャリア・資質と高い見識を備えていることなどを総合的に考慮しております。また、社外監査役の選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じる恐れのないよう、当社の経営から独立して監査をできる者であることを考慮しております。

・社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

当社の事業内容に関する知見と高い独立性による公正中立・客観的な意見を通じて、経営判断の妥当性や公正性を担保する機能及び役割を担っております。

・ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社の現在の社外取締役は、当社の親会社である楽天㈱の代表取締役及び執行役員もしくは従業員ですが、いずれもインターネットビジネスやeコマースにおける長年の経験や企業経営者としての高い見識などを有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。また、当社の現在の社外監査役は、高い独立性による公正中立・客観的な意見を通じて、経営判断の妥当性や公正性を担保する機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

・ 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査状況、会計監査状況及びその結果について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を担っております。

社外監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役と連携して経営の監視に必要な情報を共有しております。また監査役会を通じて、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と連携をとり、必要に応じて協議・情報交換等を行うことにより、業務の適正性の確保に努めております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の人数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役 員の人数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	63,939	63,330	609	4
監査役 (社外監査役を除く)	6,797	6,600	197	2
社外役員	6,229	6,000	229	4

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等については、役員規程において、株主総会で決議された年間報酬限度額(取締役：年額100百万円以内、うちストック・オプション報酬額として年額14百万円以内、監査役：年額20百万円以内、うち、ストック・オプション報酬額として年額180万円以内)の範囲内で決定し、各取締役及び監査役の報酬額は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により決定することと定めております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄	貸借対照表計上額(千円)
1銘柄	8,184

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
大正製薬ホールディングス 株式会社	1,200	8,052	営業取引のため
株式会社e健康ショップ	200	2,000	営業取引のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
大正製薬ホールディングス株式会社	1,200	8,184	営業取引のため

八. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨ならびに累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変更に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

剰余金の配当(中間配当)等の決定機関

当社は、会社法第459条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を、取締役会の決議によって行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	-	26,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,000	-	26,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査報酬額については、取締役会及び監査役会にて承認を得ることとしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	599,903	1,428,605
売掛金	1,127,764	1,567,939
商品	1,003,640	983,459
貯蔵品	13,010	10,406
その他	136,116	145,693
貸倒引当金	31,544	41,175
流動資産合計	2,848,890	4,094,927
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	975,652	975,768
減価償却累計額	275,576	321,229
減損損失累計額	4,207	120,241
建物及び構築物(純額)	<u>1 695,868</u>	<u>1 534,297</u>
機械装置及び運搬具	23,805	20,425
減価償却累計額	17,125	16,257
減損損失累計額	-	4,167
機械装置及び運搬具(純額)	<u>6,679</u>	<u>-</u>
工具、器具及び備品	391,296	389,878
減価償却累計額	302,151	307,818
減損損失累計額	11,691	69,357
工具、器具及び備品(純額)	<u>77,453</u>	<u>12,702</u>
リース資産	166,848	166,848
減価償却累計額	54,302	72,514
減損損失累計額	50,060	69,898
リース資産(純額)	<u>62,485</u>	<u>24,435</u>
有形固定資産合計	842,487	571,435
無形固定資産		
ソフトウェア	268,121	143,121
ソフトウェア仮勘定	71,895	41,941
リース資産	26,328	137,300
その他	2,344	2,037
無形固定資産合計	368,689	324,401
投資その他の資産		
投資有価証券	<u>1 10,052</u>	<u>1 8,184</u>
差入保証金	106,970	119,109
その他	<u>2 44,981</u>	<u>2 63,877</u>
投資その他の資産合計	162,003	191,171
固定資産合計	1,373,181	1,087,008
資産合計	4,222,071	5,181,936

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,349,390	1,464,926
短期借入金	160,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	346,093	198,486
リース債務	40,642	66,727
未払金	495,710	582,485
未払法人税等	35,651	18,898
賞与引当金	404	320
ポイント引当金	310	108
その他	129,811	87,868
流動負債合計	2,558,014	2,519,821
固定負債		
長期借入金	335,467	141,181
リース債務	90,605	157,254
その他	34,425	54,085
固定負債合計	460,497	352,521
負債合計	3,018,511	2,872,342
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,261,541	2,040,065
資本剰余金	1,497,911	2,276,407
利益剰余金	1,493,834	1,949,829
自己株式	83,968	83,968
株主資本合計	1,181,650	2,282,675
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	200	68
為替換算調整勘定	193	6,618
その他の包括利益累計額合計	7	6,549
新株予約権	21,916	20,369
純資産合計	1,203,560	2,309,594
負債純資産合計	4,222,071	5,181,936

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	17,167,779	17,902,263
売上原価	3 11,648,092	3 11,938,081
売上総利益	5,519,687	5,964,182
販売費及び一般管理費	1 6,039,300	1 6,096,823
営業損失( )	519,613	132,640
営業外収益		
受取利息	178	328
受取配当金	108	132
破損商品等弁償金	8,583	11,423
為替差益	-	4,747
その他	3,842	6,051
営業外収益合計	12,711	22,682
営業外費用		
支払利息	18,198	15,312
為替差損	26,798	-
株式交付費	529	23,714
訴訟関連費用	-	13,500
持分法による投資損失	-	11,055
その他	553	10,467
営業外費用合計	46,080	74,049
経常損失( )	552,981	184,008
特別利益		
損害賠償金	1,853	-
保険差益	1,027	1,477
新株予約権戻入益	816	1,102
負ののれん発生益	-	1,627
子会社清算益	-	6,687
特別利益合計	3,696	10,895
特別損失		
固定資産除却損	2 30,192	2 23,677
減損損失	-	4 221,340
商品廃棄損	-	12,468
商品評価損	3 81,868	-
関係会社整理損	-	18,214
その他	328	-
特別損失合計	112,389	275,701
税金等調整前当期純損失( )	661,674	448,814
法人税、住民税及び事業税	37,470	7,852
法人税等調整額	2,773	671
法人税等合計	40,244	7,180
少数株主損益調整前当期純損失( )	701,918	455,995
当期純損失( )	701,918	455,995

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ( )	701,918	455,995
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	852	132
為替換算調整勘定	4,299	1,072
持分法適用会社に対する持分相当額	-	5,352
その他の包括利益合計	5,151	6,556
包括利益	696,766	449,438
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	696,766	449,438
少数株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,064,817	1,261,541
当期変動額		
新株の発行	196,724	778,523
当期変動額合計	196,724	778,523
当期末残高	1,261,541	2,040,065
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	1,301,187	1,497,911
当期変動額		
新株の発行	196,724	778,496
当期変動額合計	196,724	778,496
当期末残高	1,497,911	2,276,407
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	791,915	1,493,834
当期変動額		
当期純損失( )	701,918	455,995
当期変動額合計	701,918	455,995
当期末残高	1,493,834	1,949,829
<b>自己株式</b>		
当期首残高	83,968	83,968
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	83,968	83,968
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,490,121	1,181,650
当期変動額		
新株の発行	393,448	1,557,020
当期純損失( )	701,918	455,995
当期変動額合計	308,470	1,101,024
当期末残高	1,181,650	2,282,675

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	1,052	200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	852	132
当期変動額合計	852	132
当期末残高	200	68
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	4,106	193
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,299	6,424
当期変動額合計	4,299	6,424
当期末残高	193	6,618
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	5,158	7
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,151	6,556
当期変動額合計	5,151	6,556
当期末残高	7	6,549
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	17,128	21,916
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,788	1,547
当期変動額合計	4,788	1,547
当期末残高	21,916	20,369
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,502,090	1,203,560
当期変動額		
新株の発行	393,448	1,557,020
当期純損失( )	701,918	455,995
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,939	5,009
当期変動額合計	298,530	1,106,034
当期末残高	1,203,560	2,309,594

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	661,674	448,814
減価償却費	269,463	248,199
減損損失	-	221,340
貸倒引当金の増減額( は減少)	7,921	9,546
ポイント引当金の増減額( は減少)	9,985	202
賞与引当金の増減額( は減少)	97	83
本社移転費用引当金の増減額( は減少)	37,511	-
倉庫移転費用引当金の増減額( は減少)	13,293	-
システム移行費用引当金の増減額( は減少)	9,318	-
受取利息及び受取配当金	286	460
支払利息	18,198	15,312
株式交付費	529	23,714
株式報酬費用	5,604	5,391
新株予約権戻入益	816	1,102
負ののれん発生益	-	1,627
子会社清算損益( は益)	-	6,687
保険差益	1,027	1,477
持分法による投資損益( は益)	-	11,055
訴訟関連費用	-	13,500
固定資産除却損	30,192	23,677
関係会社整理損	-	18,214
売上債権の増減額( は増加)	285,086	438,460
たな卸資産の増減額( は増加)	139,865	28,453
仕入債務の増減額( は減少)	267,541	117,723
前払費用の増減額( は増加)	6,277	15,397
未収入金の増減額( は増加)	15,921	53,722
未払金の増減額( は減少)	159,474	66,277
未払費用の増減額( は減少)	25,901	25,767
未払消費税等の増減額( は減少)	2,479	15,678
その他	15,108	31,853
小計	99,014	113,069
利息及び配当金の受取額	286	460
保険金の受取額	1,027	1,477
利息の支払額	17,938	15,042
訴訟関連費用の支払額	-	13,500
法人税等の支払額	8,507	28,368
法人税等の還付額	-	2,692
営業活動によるキャッシュ・フロー	124,147	165,351

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	29,014	24,498
無形固定資産の取得による支出	74,273	160,019
投資有価証券の売却による収入	-	2,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	5,632
敷金及び保証金の差入による支出	16,788	12,216
敷金の回収による収入	32,991	354
関係会社出資金の払込による支出	43,028	25,680
その他	1,370	1,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	128,742	213,348
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	610,000	750,000
短期借入金の返済による支出	550,000	810,000
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	386,070	352,465
株式の発行による収入	392,919	1,527,469
セール・アンド・リースバックによる収入	-	146,678
ファイナンス・リース債務の返済による支出	38,761	53,943
財務活動によるキャッシュ・フロー	128,087	1,207,738
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,260	454
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	119,542	828,583
現金及び現金同等物の期首残高	718,623	599,081
現金及び現金同等物の期末残高	599,081	1,427,665

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

ケンコーロジコム株式会社  
Kenko.com Singapore Pte. Ltd.  
株式会社Monzen Corporation Japan  
Monzen Corporation Singapore Pte. Ltd.  
Kenko.com U.S.A. ,Inc.  
Kengkocom Co., Limited.  
株式会社KCSGマーケティング  
T・Iコーポレーション株式会社

当連結会計年度から株式会社Monzen Corporation Japan及びMonzen Corporation Singapore Pte.Ltd.を新たに設立したため、また、新たにT・Iコーポレーション株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。前連結会計年度において連結子会社でありましたMonzen Corporationは清算したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称

杭州老百姓友康貿易有限公司

イー・ショッピング・ワイン株式会社は当連結会計年度中に清算したため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(ただし、当社及び国内連結子会社は建物(附属設備を除く)については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～38年

機械装置及び運搬具 4～12年

工具、器具及び備品 3～15年

( 会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更 )

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

八 リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とする定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ ポイント引当金

将来のポイント利用による費用負担に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

八 賞与引当金

国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

( 表示方法の変更 )

( 連結損益計算書 )

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた1,083千円は、「株式交付費」529千円、「その他」553千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物及び構築物	631,964千円	487,970千円
投資有価証券	8,052	8,184
計	640,016	496,154

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
買掛金	2,606千円	2,521千円
1年内返済予定の長期借入金	65,600	54,600
長期借入金	85,400	35,000
計	153,606	92,121

上記の他に預金8,219千円を信用  
状発行の担保として差し入れており  
ます。

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
その他(出資金)	43,028千円	63,080千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
荷造運賃	1,992,246千円	1,996,401千円
広告宣伝費	726,095	933,768
給与手当	634,338	634,317
貸倒引当金繰入額	24,637	34,937

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
建物及び構築物	1,208千円	-千円
機械装置及び運搬具	-	1,037
工具、器具及び備品	4,423	2,292
ソフトウェア	19,393	4,207
リース資産(無形)	-	5,385
ソフトウェア仮勘定	5,168	10,754
計	30,192	23,677

## 3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上原価	207,071千円	72,784千円
特別損失	81,868	-

## 4 減損損失

前連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

## (1) 減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	金額
処分予定資産	福岡県飯塚市 千葉県市川市 他	建物及び構築物	118,989千円
		機械装置及び運搬具	4,167千円
		工具、器具及び備品	50,048千円
		リース資産（有形）	19,838千円
		ソフトウェア	5,839千円
子会社リテール事業用資産	シンガポール	工具、器具及び備品	7,729千円
		ソフトウェア	14,727千円
合 計			221,340千円

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

当社主力物流センターの移転に伴い処分を予定している資産につきまして、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（198,883千円）として特別損失に計上しております。また、子会社のリテール事業用資産につきましては、日本の一般用医薬品の販売を終了したことにより収益性が低下したことから、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（22,456千円）として特別損失に計上しております。

## (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを行っておりますが、処分予定資産については物件の種類ごとにグルーピングを行っております。

## (4) 回収可能価額の算定方法等

処分予定資産については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込が無いため正味売却価額は零としております。

子会社リテール事業用資産については、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	852千円	132千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	852	132
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	852	132
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4,299	7,759
組替調整額	-	6,687
税効果調整前	4,299	1,072
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	4,299	1,072
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	-	5,352
その他の包括利益合計	5,151	6,556

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	33,255	7,480	-	40,735
合計	33,255	7,480	-	40,735
自己株式				
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

(注)普通株式の発行済株式数の増加7,480株は、第三者割当増資によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	315
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	5,705
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	456
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	733
	第13回新株予約権	-	-	-	-	-	861
	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	4,217
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	1,611
	第16回新株予約権	-	-	-	-	-	1,567
	第17回新株予約権	-	-	-	-	-	1,134
	第18回新株予約権	-	-	-	-	-	493
	第19回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	3,043
	第20回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	1,279
	第21回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	496
合計	-	-	-	-	-	21,916	

(注)当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	40,735	28,172	-	68,907
合計	40,735	28,172	-	68,907
自己株式				
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

(注) 普通株式の発行済株式数の増加28,172株は、第三者割当増資による増加27,706株、新株予約権の行使による増加466株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	238
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	3,554
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	456
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	778
	第13回新株予約権	-	-	-	-	-	455
	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	3,200
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	1,161
	第16回新株予約権	-	-	-	-	-	740
	第17回新株予約権	-	-	-	-	-	1,144
	第18回新株予約権	-	-	-	-	-	362
	第19回新株予約権	-	-	-	-	-	4,314
	第20回新株予約権	-	-	-	-	-	1,803
	第21回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	2,157
合計	-	-	-	-	-	20,369	

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	599,903千円	1,428,605千円
預入期間が3か月を超える定期預金	821	940
現金及び現金同等物	599,081	1,427,665

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

## 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が管理本部長に報告されております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、すべて固定金利で調達しております。償還日は最長で決算日後5年であります。

また、これら営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

## 前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	599,903	599,903	-
(2) 売掛金	1,127,764	1,127,764	-
(3) 投資有価証券	8,052	8,052	-
(4) 差入保証金	106,970	99,001	7,969
資産計	1,842,690	1,834,721	7,969
(1) 買掛金	1,349,390	1,349,390	-
(2) 短期借入金	160,000	160,000	-
(3) 未払金	495,710	495,710	-
(4) 未払法人税等	35,651	35,651	-
(5) 長期借入金	681,560	681,479	80
(6) リース債務	131,247	128,204	3,043
負債計	2,853,559	2,850,435	3,123

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,428,605	1,428,605	-
(2) 売掛金	1,567,939	1,567,939	-
(3) 投資有価証券	8,184	8,184	-
(4) 差入保証金	119,109	114,093	5,016
資産計	3,123,838	3,118,822	5,016
(1) 買掛金	1,464,926	1,464,926	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	582,485	582,485	-
(4) 未払法人税等	18,898	18,898	-
(5) 長期借入金	339,667	340,062	395
(6) リース債務	223,981	219,774	4,207
負債計	2,729,959	2,726,147	3,811

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積もり期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	2,000	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	599,903	-	-	-
売掛金	1,127,764	-	-	-
差入保証金	-	42,552	-	64,418
合計	1,727,667	42,552	-	64,418

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,428,605	-	-	-
売掛金	1,567,939	-	-	-
差入保証金	42,552	-	-	76,557
合計	3,039,097	-	-	76,557

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	160,000	-	-	-	-	-
長期借入金	346,093	194,286	128,141	13,040	-	-
リース債務	40,642	39,300	34,747	14,595	1,961	-
合計	546,735	233,586	162,888	27,635	1,961	-

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	198,486	128,141	13,040	-	-	-
リース債務	66,727	63,418	44,499	33,189	16,147	-
合計	365,213	191,559	57,539	33,189	16,147	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	8,052	8,252	200
	小計	8,052	8,252	200
合計		8,052	8,252	200

当連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	8,184	8,252	68
	小計	8,184	8,252	68
合計		8,184	8,252	68

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を採用していませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 40名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 18名 外部協力者 10名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名 外部協力者 1名
ストック・オプション数	普通株式 830株	普通株式 566株	普通株式 199株
付与日	平成15年6月9日	平成15年8月1日	平成15年11月7日
権利確定条件	権利確定日(平成16年10月11日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日(平成17年7月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日(平成15年9月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日(平成17年12月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日(平成15年12月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成15年6月9日 至平成16年10月11日	自平成15年8月1日 至平成17年7月1日 自平成15年8月1日 自平成15年9月1日	自平成15年11月7日 至平成17年12月1日 自平成15年11月7日 至平成15年12月1日
権利行使期間	自平成16年10月11日 至平成24年9月30日	自平成17年7月1日 至平成25年6月25日 自平成15年9月1日 至平成25年6月25日	自平成17年12月1日 至平成25年10月31日 自平成15年12月1日 至平成25年10月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 10名 外部協力者 3名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 68名	当社従業員 20名
ストック・オプション数	普通株式 135株	普通株式 433株	普通株式 66株
付与日	平成16年2月4日	平成17年6月28日	平成17年12月20日
権利確定条件	権利確定日(平成18年2月1日)において従業員の地位にあること。 権利確定日(平成16年3月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日(平成19年7月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日(平成20年1月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成16年2月4日 至平成18年2月1日 自平成16年2月4日 至平成16年3月1日	自平成17年6月28日 至平成19年7月1日	自平成17年12月20日 至平成20年1月1日
権利行使期間	自平成18年2月1日 至平成25年12月31日 自平成16年3月1日 至平成25年12月31日	自平成19年7月1日 至平成26年12月31日	自平成20年1月1日 至平成26年12月31日

	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 27名	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 17名
ストック・オプション数	普通株式 121株	普通株式 79株	普通株式 134株
付与日	平成18年12月22日	平成19年6月26日	平成20年7月1日
権利確定条件	権利確定日(平成21年1月1日)において従業員の地位にあること。	権利確定日(平成21年7月1日)において、当社の取締役および監査役の地位にあること。	権利確定日(平成22年7月1日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成18年12月22日 至平成21年1月1日	自平成19年6月26日 至平成21年7月1日	自平成20年7月1日 至平成22年7月1日
権利行使期間	自平成21年1月1日 至平成27年12月31日	自平成21年7月1日 至平成28年12月31日	自平成22年7月1日 至平成28年6月30日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 15名	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 69名 子会社従業員 14名
ストック・オプション数	普通株式 86株	普通株式 79株	普通株式 320株
付与日	平成21年3月1日	平成21年3月1日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利確定日(平成23年3月1日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日(平成23年3月1日)において、当社の取締役および監査役の地位にあること。	権利確定日(平成23年7月1日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成21年3月1日 至平成23年3月1日	自平成21年3月1日 至平成23年3月1日	自平成21年7月1日 至平成23年7月1日
権利行使期間	自平成23年3月1日 至平成29年2月28日	自平成23年3月1日 至平成29年2月28日	自平成23年7月1日 至平成30年12月31日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 66名 子会社役員 1名 子会社従業員 5名	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 10名 子会社役員 1名
ストック・オプション数	普通株式 140株	普通株式 79株	普通株式 72株
付与日	平成21年7月1日	平成21年7月1日	平成21年12月25日
権利確定条件	権利確定日(平成23年7月1日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日(平成23年8月1日)において、当社の取締役および監査役の地位にあること。	権利確定日(平成23年12月26日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成21年7月1日 至平成23年7月1日	自平成21年7月1日 至平成23年8月1日	自平成21年12月25日 至平成23年12月26日
権利行使期間	自平成23年7月1日 至平成30年12月31日	自平成23年8月1日 至平成30年12月31日	自平成23年12月26日 至平成30年12月31日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社従業員 6名	当社従業員 26名 子会社役員 2名 子会社従業員 8名	当社取締役 7名 当社監査役 3名
ストック・オプション数	普通株式 18株	普通株式 220株	普通株式 79株
付与日	平成22年3月26日	平成22年12月24日	平成23年1月20日
権利確定条件	権利確定日(平成24年3月27日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日(平成24年12月25日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日(平成25年1月21日)において、当社の取締役および監査役の地位にあること。
対象勤務期間	自平成22年3月26日 至平成24年3月27日	自平成22年12月24日 至平成24年12月25日	自平成23年1月20日 至平成25年1月21日
権利行使期間	自平成24年3月27日 至平成30年12月31日	自平成24年12月25日 至平成31年12月24日	自平成25年1月21日 至平成32年1月20日

	第21回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 63名 子会社従業員 1名
ストック・オプション数	普通株式 220株
付与日	平成23年12月22日
権利確定条件	権利確定日(平成25年12月23日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成23年12月22日 至平成25年12月23日
権利行使期間	自平成25年12月23日 至平成32年12月22日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	162	368	59
権利確定	-	-	-
権利行使	-	260	14
失効	162	-	-
未行使残	-	108	45

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	37	139	3
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	37	139	3

	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4	79	15
権利確定	-	-	-
権利行使	-	30	-
失効	1	-	-
未行使残	3	49	15

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	48	79	206
権利確定	-	-	-
権利行使	-	40	28
失効	-	-	33
未行使残	48	39	145

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	76	79	48
権利確定	-	-	-
権利行使	12	45	6
失効	12	-	-
未行使残	52	34	42

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	182	79
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	182	79
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	16	-	-
権利確定	-	182	79
権利行使	6	14	11
失効	-	11	-
未行使残	10	157	68

第21回新株予約権	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	205
付与	-
失効	27
権利確定	-
未確定残	178
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	61,000	65,000
行使時平均株価 (円)	-	259,140	222,100
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	369,214	307,125
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	162,698	124,150	63,226
行使時平均株価 (円)	-	347,000	-
公正な評価単価(付与日)(円)	76,522 ~ 85,224	70,615 ~ 76,441	29,596 ~ 36,087

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	32,478	63,226	44,294
行使時平均株価 (円)	-	308,750	325,473
公正な評価単価(付与日)(円)	15,628 ~ 16,892	10,927 ~ 13,262	22,158 ~ 25,992

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格 (円)	44,294	44,294	60,668
行使時平均株価 (円)	314,667	272,850	394,500
公正な評価単価(付与日)(円)	22,158 ~ 25,992	22,158 ~ 25,992	27,414 ~ 30,719

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	63,900	57,100	54,400
行使時平均株価 (円)	300,500	257,525	334,167
公正な評価単価(付与日)(円)	36,795 ~ 39,421	36,443 ~ 41,775	34,743 ~ 37,010

	第21回新株予約権
権利行使価格 (円)	41,258
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日)(円)	24,276 ~ 25,944

## 2. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 3. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費	5,604	5,391

## 4. 権利不行使による失効により利益として計上した額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権戻入益	816	1,102

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費償却超過額	5,339千円	5,536千円
棚卸資産評価損	94,750	73,004
ポイント引当金	118	41
関係会社株式評価損	16,266	-
減損損失	16,689	86,852
繰越欠損金	307,578	417,328
その他	14,320	24,554
繰延税金資産小計	455,062	607,316
評価性引当額	455,062	607,316
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務	3,603	2,931
繰延税金負債合計	3,603	2,931
繰延税金資産(負債)の純額	3,603	2,931

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定負債 - その他	3,603	2,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.7
住民税均等割	0.8	1.3
評価性引当額の増減	34.1	36.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.4	-
連結在外子会社との税率差異	4.9	0.7
その他	0.5	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.1	1.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は1.3～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
期首残高	10,801千円	13,028千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,787	-
時の経過による調整額	196	179
資産除去債務の履行による減少額	7,756	-
期末残高	13,028	13,208

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は報告セグメントを事業別としております。

「リテール事業」、「ドロップシップ事業」、「ドラッグ・ラグ是正支援事業」の3つを報告セグメントとし、それぞれ包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「リテール事業」は、健康関連商品の一般消費者向けEコマース事業を行っております。「ドロップシップ事業」は、小売業者向けに当社の健康ECプラットフォーム機能を提供する事業を行っております。「ドラッグ・ラグ是正支援事業」は日本の新薬承認の遅延(ドラッグ・ラグ)の是正を目的として、医薬品の輸入支援事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	リテール	ドロップ シップ	ドラッグ・ ラグ 是正支 援	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	15,086,410	1,481,315	517,303	17,085,029	82,750	17,167,779	-	17,167,779
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	15,086,410	1,481,315	517,303	17,085,029	82,750	17,167,779	-	17,167,779
セグメント利益 又は損失( )	236,087	32,155	54,021	149,910	28,914	120,996	398,617	519,613
セグメント資産	3,135,908	393,378	155,984	3,685,271	15,006	3,700,278	521,793	4,222,071
その他の項目								
減価償却費	229,443	38,956	20	268,419	678	269,097	352	269,450
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	153,325	12,825	-	166,150	2,288	168,439	90	168,529

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディア事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 398,617千円には、セグメント間取引消去 17,404千円、各報告セグメントに配分していない全社費用416,021千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額521,793千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産521,793千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	リテール	ドロップ シップ	ドラッグ・ ラグ是正支 援	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	16,039,419	1,413,904	355,522	17,808,846	93,417	17,902,263	-	17,902,263
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	38,358	38,358	38,358	-
計	16,039,419	1,413,904	355,522	17,808,846	131,776	17,940,622	38,358	17,902,263
セグメント利益 又は損失( )	110,970	75,818	25,382	212,172	28,090	240,262	372,903	132,640
セグメント資産	3,431,742	273,879	60,127	3,765,750	30,555	3,796,305	1,385,631	5,181,936
その他の項目								
減価償却費	215,778	31,136	-	246,914	809	247,724	480	248,204
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	165,506	16,305	-	181,812	291	182,103	-	182,103

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディア事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 372,903千円には、セグメント間取引消去 20,009千円、各報告セグメントに配分していない全社費用392,913千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,385,631千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産1,385,631千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び有価証券）及び管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	リテール	ドロップシ ップ	ドラッグ・ラグ 是正支援	その他	合計
減損損失	204,330	17,009	-	-	221,340

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
親会社	楽天株式会社	東京都品川区	108,392	サービス業	(被所有) 直接 40.4 間接 10.9	楽天市場への出店を通じた取引	カード決済代金の代回収(注)2	2,180,698	売掛金	712,456
							債権代行回収手数料の支払(注)2	33,256	-	-
							ポイント決済時の代金受取(注)2	501,401	売掛金	130,592
							楽天市場への出店に係る販売手数料の支払(注)2	601,444	未払金	205,494

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

代金回収手数料の料率については、市場価格を勘案し、楽天(株)からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。

ポイント決済時の代金受取は、顧客が楽天ポイントで決済を行った場合のポイント利用分の対価の受取であります。

販売手数料については、楽天市場に出店する他の店舗と同様の楽天市場出店規約に基づいております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
親会社の子会社	楽天カード株式会社	東京都品川区	19,323	金融業	-	カード支払時等の債権代行回収	債権代行回収(注)2	511,988	売掛金	78,076
							手数料の支払(注)2	8,453	-	-
親会社の子会社	楽天物流株式会社	東京都品川区	495	倉庫業	-	入出荷業務の委託	業務委託取引(注)2	629,728	未払金	80,839

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

手数料の料率については、市場価格を勘案し、楽天カード(株)からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。

入出荷業務の委託については、楽天物流(株)からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(ア) 親会社情報

楽天株式会社（大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場）

(イ) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	29,338.65円	33,444.73円
1株当たり当期純損失金額( )	17,454.28円	7,350.42円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失( ) (千円)	701,918	455,995
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( ) (千円)	701,918	455,995
期中平均株式数(株)	40,214.69	62,036.68

## ( 重要な後発事象 )

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用を決議いたしました。この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

株式分割後の発行済株式総数は6,890,700株、発行可能株式総数は10,500,000株となります。

なお、当株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

1株当たり純資産額 334.45円

1株当たり当期純損失金額( ) 73.50円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	160,000	100,000	1.98 (注1)	-
1年以内に返済予定の長期借入金	346,093	198,486	2.01 (注1)	-
1年以内に返済予定のリース債務	40,642	66,727	- (注2)	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	335,467	141,181	1.98 (注1)	平成26年～27年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	90,605	157,254	- (注2)	平成26年～29年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	972,807	663,648	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	128,141	13,040	-	-
リース債務	63,418	44,499	33,189	16,147

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	4,357,272	8,757,760	13,136,127	17,902,263
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(千円)	41,672	62,025	139,900	448,814
四半期(当期)純損失金額 (千円)	47,043	66,968	146,162	455,995
1株当たり四半期(当期)純 損失金額(円)	1,070.88	1,195.41	2,435.12	7,350.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (円)	1,070.88	293.10	1,164.93	4,543.66

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	427,984	1,276,002
売掛金	2 1,154,984	2 1,641,612
商品	959,224	948,562
貯蔵品	12,387	10,140
前渡金	36,857	33,767
前払費用	38,798	42,595
未収入金	67,197	98,333
立替金	2 65,827	2 46,389
その他	7,916	32,220
貸倒引当金	70,716	81,934
流動資産合計	2,700,462	4,047,690
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	222,034	264,063
減損損失累計額	4,207	115,099
建物(純額)	1 676,994	1 524,073
構築物		
減価償却累計額	53,119	56,596
減損損失累計額	-	5,141
構築物(純額)	18,492	9,874
機械及び装置		
減価償却累計額	8,126	6,634
減損損失累計額	-	3,398
機械及び装置(純額)	5,286	-
車両運搬具		
減価償却累計額	8,999	9,622
減損損失累計額	-	769
車両運搬具(純額)	1,392	-
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	284,666	283,890
減損損失累計額	11,691	61,628
工具、器具及び備品(純額)	63,974	12,490
リース資産		
減価償却累計額	54,302	72,514
減損損失累計額	50,060	69,898
リース資産(純額)	62,485	24,435
有形固定資産合計	828,626	570,872
無形固定資産		
商標権	1,723	1,425
ソフトウェア	243,685	143,102
ソフトウェア仮勘定	71,895	41,941
リース資産	26,328	137,300
その他	621	611
無形固定資産合計	344,253	324,382

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 10,052	1 8,184
関係会社株式	92,725	14,436
関係会社出資金	43,028	63,080
従業員に対する長期貸付金	1,891	811
関係会社長期貸付金	112,442	108,231
差入保証金	104,481	109,974
その他	60	60
貸倒引当金	13,150	97,205
投資その他の資産合計	351,533	207,574
<b>固定資産合計</b>	<b>1,524,412</b>	<b>1,102,830</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,224,875</b>	<b>5,150,520</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 1,328,180	1 1,465,003
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1 346,093	1 198,486
リース債務	40,642	66,727
未払金	2 559,294	2 624,363
未払費用	39,590	17,266
未払法人税等	9,223	13,713
前受金	6,628	2,845
預り金	38,321	17,031
ポイント引当金	310	108
その他	44	17,202
流動負債合計	2,468,329	2,522,747
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 335,467	1 141,181
リース債務	90,605	157,254
繰延税金負債	3,603	2,931
資産除去債務	13,028	13,208
その他	17,793	37,945
固定負債合計	460,497	352,521
<b>負債合計</b>	<b>2,928,826</b>	<b>2,875,269</b>

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,261,541	2,040,065
資本剰余金		
資本準備金	1,497,911	2,276,407
資本剰余金合計	1,497,911	2,276,407
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,401,152	1,977,554
利益剰余金合計	1,401,152	1,977,554
自己株式	83,968	83,968
株主資本合計	1,274,332	2,254,950
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	200	68
評価・換算差額等合計	200	68
新株予約権	21,916	20,369
純資産合計	1,296,048	2,275,251
負債純資産合計	4,224,875	5,150,520

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	16,509,491	17,411,499
売上原価		
商品期首たな卸高	1,085,847	959,224
当期商品仕入高	11,382,872	11,745,214
合計	12,468,720	12,704,438
他勘定振替高	<sup>1</sup> 141,874	<sup>1</sup> 28,063
商品期末たな卸高	959,224	948,562
その他売上原価	5,038	3,777
商品売上原価	<sup>4</sup> 11,372,659	<sup>4</sup> 11,731,589
売上総利益	5,136,831	5,679,910
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 5,722,145	<sup>2</sup> 5,817,232
営業損失( )	585,314	137,321
営業外収益		
受取利息	<sup>5</sup> 3,631	<sup>5</sup> 3,647
破損商品等弁償金	8,463	11,416
為替差益	-	3,320
その他	3,557	2,729
営業外収益合計	15,652	21,114
営業外費用		
支払利息	17,900	14,584
株式交付費	529	23,714
関係会社貸倒引当金繰入額	13,150	-
訴訟関連費用	-	13,500
その他	2,631	5,071
営業外費用合計	34,212	56,870
経常損失( )	603,873	173,077
特別利益		
新株予約権戻入益	816	1,102
子会社清算益	-	6,755
保険差益	1,027	1,477
特別利益合計	1,843	9,335
特別損失		
固定資産除却損	<sup>3</sup> 30,192	<sup>3</sup> 23,677
減損損失	-	<sup>6</sup> 198,883
商品評価損	<sup>4</sup> 81,868	-
商品廃棄損	-	10,776
関係会社貸倒引当金繰入額	-	82,157
関係会社株式評価損	-	70,000
関係会社整理損	-	23,842
その他	328	-
特別損失合計	112,389	409,337
税引前当期純損失( )	714,419	573,079
法人税、住民税及び事業税	7,191	3,994
法人税等調整額	2,773	671
法人税等合計	9,964	3,322
当期純損失( )	724,383	576,402

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,064,817	1,261,541
当期変動額		
新株の発行	196,724	778,523
当期変動額合計	196,724	778,523
当期末残高	1,261,541	2,040,065
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	1,301,187	1,497,911
当期変動額		
新株の発行	196,724	778,496
当期変動額合計	196,724	778,496
当期末残高	1,497,911	2,276,407
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	676,768	1,401,152
当期変動額		
当期純損失( )	724,383	576,402
当期変動額合計	724,383	576,402
当期末残高	1,401,152	1,977,554
<b>自己株式</b>		
当期首残高	83,968	83,968
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	83,968	83,968
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,605,268	1,274,332
当期変動額		
新株の発行	393,448	1,557,020
当期純損失( )	724,383	576,402
当期変動額合計	330,935	980,617
当期末残高	1,274,332	2,254,950

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	1,052	200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	852	132
当期変動額合計	852	132
当期末残高	200	68
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	17,128	21,916
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,788	1,547
当期変動額合計	4,788	1,547
当期末残高	21,916	20,369
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,621,343	1,296,048
当期変動額		
新株の発行	393,448	1,557,020
当期純損失（ ）	724,383	576,402
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,640	1,415
当期変動額合計	325,295	979,202
当期末残高	1,296,048	2,275,251

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～38年
構築物	10～30年
機械及び装置	12年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	3～15年

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とする定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

将来のポイント利用による費用負担に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	631,964千円	487,970千円
投資有価証券	8,052	8,184
計	640,016	496,154

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
買掛金	2,606千円	2,521千円
1年内返済予定の長期借入金	65,600	54,600
長期借入金	85,400	35,000
計	153,606	92,121

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
売掛金	83,257千円	981,811千円
立替金	47,186	46,211
流動負債		
未払金	87,924	283,541

関係会社に対する資産で、上記以外のものの金額の合計額が資産の総額の100分の1を超えており、その金額は前事業年度64,925千円、当事業年度73,470千円であります。

3 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
Monzen Corporation	60,000千円	-千円

## (損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売費	141,874千円	28,063千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.7%、当事業年度49.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.3%、当事業年度50.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
荷造運賃	1,882,312千円	1,920,742千円
広告宣伝費	712,000	923,297
売掛回収費	424,259	374,875
貸倒引当金繰入額	63,809	35,686
給料手当	512,063	558,696
支払手数料	1,081,536	1,055,036
減価償却費	254,792	233,678

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	1,208千円	- 千円
機械及び装置	-	1,037
工具、器具及び備品	4,423	2,292
ソフトウェア	19,393	4,207
ソフトウェア仮勘定	5,168	10,754
リース資産(無形)	-	5,385
計	30,192	23,677

4 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上原価	205,676千円	72,364千円
特別損失	81,868	-

5 関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
受取利息	3,490千円	3,348千円

6 減損損失

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

（1）減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	金額
処分予定資産	福岡県飯塚市 千葉県市川市 他	建物	113,847千円
		構築物	5,141千円
		機械装置	3,398千円
		車両運搬具	769千円
		工具器具備品	50,048千円
		リース資産（有形）	19,838千円
		ソフトウェア	5,839千円
合 計			198,883千円

（2）減損損失の認識に至った経緯

当社主力物流センターの移転に伴い処分を予定している資産につきまして、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（198,883千円）として特別損失に計上しております。

（3）資産のグルーピングの方法

当社は、管理会計上の区分を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを行っておりますが、処分予定資産については物件の種類ごとにグルーピングを行っております。

（4）回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込が無いため、正味売却価額は零としておりません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

（有価証券関係）

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額14,436千円、前事業年度の貸借対照表計上額92,725千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	94,750	73,004
貸倒引当金繰入超過額	18,647	53,359
ポイント引当金	118	41
関係会社株式評価損	16,304	27,124
減損損失	16,689	86,852
繰越欠損金	280,504	379,402
その他	18,796	25,394
繰延税金資産小計	445,811	645,177
評価性引当額	445,811	645,177
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務	3,603	2,931
繰延税金負債合計	3,603	2,931
繰延税金資産(負債)の純額	3,603	2,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	1.7
住民税均等割	0.7	0.9
評価性引当額の増減	33.5	36.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.2	-
その他	0.7	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.4	0.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は1.3～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
期首残高	10,801千円	13,028千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,787	-
時の経過による調整額	196	179
資産除去債務の履行による減少額	7,756	-
期末残高	13,028	13,208

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	31,635.01円	32,942.99円
1株当たり当期純損失金額( )	18,012.91円	9,291.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失( )(千円)	724,383	576,402
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	724,383	576,402
期中平均株式数(株)	40,214.69	62,036.68

(重要な後発事象)

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用を決議いたしました。この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

株式分割後の発行済株式総数は6,890,700株、発行可能株式総数は10,500,000株となります。

なお、当株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

1株当たり純資産額	329.43円
1株当たり当期純損失金額( )	92.91円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産								
建物	903,236	-	-	903,236	264,063	115,099	152,920 (113,847)	524,073
構築物	71,611	-	-	71,611	56,596	5,141	8,618 (5,141)	9,874
機械及び装置	13,413	-	3,380	10,033	6,634	3,398	4,249 (3,398)	-
車両運搬具	10,392	-	-	10,392	9,622	769	1,392 (769)	-
工具、器具及び備品	360,332	26,251	28,575	358,008	283,890	61,628	75,442 (50,048)	12,490
リース資産	166,848	-	-	166,848	72,514	69,898	38,050 (19,838)	24,435
有形固定資産計	1,525,834	26,251	31,955	1,520,130	693,321	255,935	280,674 (193,043)	570,872
無形固定資産								
商標権	5,347	-	2,372	2,974	1,548	-	297	1,425
ソフトウェア	941,524	31,869	150,820	822,573	673,631	5,839	128,244 (5,839)	143,102
ソフトウェア仮勘定	71,895	158,034	187,988	41,941	-	-	-	41,941
リース資産	37,711	139,693	10,098	167,306	30,006	-	23,334	137,300
その他	697	-	-	697	85	-	9	611
無形固定資産計	1,057,175	329,597	351,279	1,035,493	705,271	5,839	151,886 (5,839)	324,382
長期前払費用	10	-	-	10	-	-	-	10
繰延資産								
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産(無形) ERPシステム導入 139,693千円

ソフトウェア仮勘定 ERPシステム導入 115,237千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 除却による減少 150,820千円

ソフトウェア仮勘定 ERPシステム導入 165,519千円

セール・アンド・リースバックによるリース資産(無形)への振替及び本勘定への振替

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	83,866	126,817	25,306	6,238	179,139
ポイント引当金	310	108	184	126	108

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、失効によるものであります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	606
預金	
普通預金	1,251,314
定期預金	200
郵便振替	23,882
小計	1,275,396
合計	1,276,002

## ロ．売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天(株)	886,510
KENKO.COM SINGAPORE PTE.LTD.	95,109
ヤフー(株)	89,198
楽天カード(株)	78,076
ヤマトフィナンシャル(株)	61,792
その他	430,925
合計	1,641,612

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
1,154,984	18,334,260	17,847,632	1,641,612	91.6	27.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 八．商品

品目	金額(千円)
フード	174,434
日用品	157,269
家電	141,110
医薬品	93,137
その他商品	382,610
合計	948,562

## 二．貯蔵品

品目	金額(千円)
発送資材	8,298
その他	1,841
合計	10,140

## 流動負債

## イ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)あらた	243,796
(株)リードヘルスケア	141,103
大塚食品(株)	74,848
三菱食品(株)	70,366
(株)ピース会九州	44,586
その他	890,302
合計	1,465,003

## ロ．未払金

相手先	金額(千円)
楽天(株)	205,494
ヤマト運輸(株)	92,868
楽天物流(株)	80,839
ケンコーロジコム(株)	55,883
(株)久和	23,172
その他	166,104
合計	624,363

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.kenko.com/">http://www.kenko.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1.平成25年5月13日開催の取締役会決議により、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。なお、実施日は平成25年10月1日であります。

2.平成25年6月25日開催の第19期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなりました。

- (1) 事業年度 1月1日から12月31日まで
- (2) 定時株主総会 3月中
- (3) 基準日 12月31日
- (4) 剰余金の配当の基準日 6月30日、12月31日

なお、第20期事業年度については、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月となります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

（第19期第2四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出

（第19期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

平成24年5月17日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年5月25日関東財務局長に提出

平成24年5月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6) 臨時報告書

平成24年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月24日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本野 正紀 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 篤芳 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ケンコーコム株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ケンコーコム株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本野 正紀 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 篤芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。